

点検評価ポートフォリオ

福知山公立大学

2024 年 5 月

はじめに

福知山市は、京都市からは西北西へ 60km、大阪市からは北北西に 70km の距離にあり、JR 山陰本線、福知山線、京都丹後鉄道宮福線が通り、国道 9 号線と 175 号線が交わる北近畿の交通の要衝である。福知山市街地は JR 福知山駅の北側に広がり、その中に福知山城がある。北には、鬼伝説などで有名な大江山がある。東には 1974 年につくられた国内有数の内陸型工業団地である長田野工業団地（2023 年 4 月 1 日現在で 43 社、従業員数 7,457 人、2023 年度工業出荷額約 3,527 億円）がある。南は、丹波市、丹波篠山市があり、西には、京都府唯一の火山である田倉山（宝山）を擁する夜久野高原がある。福知山市は、由良川が東から流れてきて北に進路を変える曲がり角となり、竹田川、土師川が流入するので水害が発生しやすい地形になっている。人口は 2023 年 12 月末時点で 75,343 人であり、減少傾向にある。2022 年度の市の歳入総額は 475 億 4802 万円である。

福知山公立大学は 2016 年に公立化し、新しくスタートした。大学の基本理念は、「市民の大学、地域のための大学、世界とともに歩む大学」である。この基本理念のもと、大学は地域と協働し多様で主体的に行動する人材の育成、地域産業の活性化と新産業の創造、暮らしの質・文化の向上、さらには若者が定住する賑わいある地域づくりや北近畿地域で学び働く人材循環システムの構築、地域協働型教育研究の発展など新たな社会的価値の創出に寄与することを目標としている。

2017 年に公益財団法人大学基準協会による大学機関別認証評価を受審し、「適合」認定を受けた。評価結果によれば、「基本理念の実現に向けて、教員人事、教育改革等、大学におけるすべての面で大幅な改善に向けた努力を行い、積極的かつ真摯に改革を進めてきた。とくに、アクティブラーニングを採り入れた授業運営を行い、課外活動としても、学内に整備した地域連携に関する取組みの

活動スペースである「Kita-re (キターレ)」などを活用して学生と地域をつなげる仕組みの構築を図っていることは、今後、貴大学を特色づける活動となることが見込まれる。一方で、貴大学が教育の軸として掲げる「地域協働型教育」（実践教育）の在り方や定員管理、施設・設備の整備など多くの取組みにおいて、現時点では、公立大学法人化して間もないため、改善・改革の途上にあり、十分に成果が上がっているとはいえない。また、それぞれの取組みについては、検証体制が明確でないものもあることから、今後は取組みの適切性を検証し、改善・改革につなげる仕組みを確立するよう、改善が望まれる。」とされている。

今回の認証評価にあたっては、評価基準に基づく次の三つの観点から点検を行った。

第一に、法令適合性の観点から、基本組織、教員組織、教育課程、施設及び設備、事務組織、教育方針（ポリシー）、情報公表、教育研究活動等の継続的な改善活動、財務その他の事項について点検し、教育研究活動等の取組みが適切に行われていることを確認した。

第二に、教育研究の水準向上の取組状況として、学習成果の総括的な分析による教育水準の向上、地域経営学部と情報学部における学位授与方針の改定及び授業の質向上の取組み、入試・学生募集活動の改善、研究活動推進の取組みについて点検し、各組織で自己分析及び改善活動を組織的に行われていることを確認した。

第三に、本学の特色を示すものとして、地域人材育成、キャリア支援、地域協働型教育、地域防災、数理・データサイエンスの取組みを取り上げ、地域での事業化から職業理解、そして地域固有の課題の実践学習までを視野に入れて、人材育成から基礎スキルの学習支援までの包括的な取り組みを行う、地域と一体化した本学の特色を示した。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること	20
ホ 事務組織に関すること	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ 財務に関すること	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること	32

II 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

取組み 1 「学習成果の総括的な分析による教育水準の向上【学習成果】」	37
取組み 2 「学位授与方針の改定に向けた取組み」	38
取組み 3 「授業の質向上の取組み」	39
取組み 4 「入試制度、学生募集活動の改善の取組み」	40
取組み 5 「地域と連携した研究活動等の推進の取組み」	41

III 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

取組み 1 「北近畿地域の人材育成」	45
取組み 2 「北近畿地域に根ざす公立大学としてのキャリア支援」	46
取組み 3 「地域協働型教育の取組み」	47
取組み 4 「地域防災研究センターの取組み」	48
取組み 5 「数理・データサイエンスセンターの設置」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

福知山公立大学

(2) 所在地

京都府福知山市字堀 3370 番地

(3) 学部等の構成

学 部：地域経営学部、情報学部

研究科：地域情報学研究科

その他の組織：北近畿地域連携機構、メディアセンター、地域防災研究センター、国際センター、
数理・データサイエンスセンター

(4) 学生数及び教職員数（2024 年 5 月 1 日現在）

学生数：学部 860 名、大学院 15 名

専任教員数：46 名

専任職員数：32 名

(5) 理念と特徴

福知山公立大学の基本理念は、「市民の大学、地域のための大学、世界とともに歩む大学」である。この基本理念のもと、大学は地域と協働し多様で主体的に行動する人材の育成、地域産業の活性化と新産業の創造、暮らしの質・文化の向上、さらには若者が定住する賑わいある地域づくりや北近畿地域で学び働く人材循環システムの構築、地域協働型教育研究の発展など新たな社会的価値の創出に寄与することを目標とする。

この基本的な目標を踏まえ、教育活動においては産学公をはじめ様々なセクターと連携した実践的な教育研究活動を通じて課題解決と新たな価値の創造を目指した「地域協働型教育研究」を展開し、「地域にねざし、世界を視野に活躍できる高度な知識および技能を備えたグローバル人材」の育成を図っている。

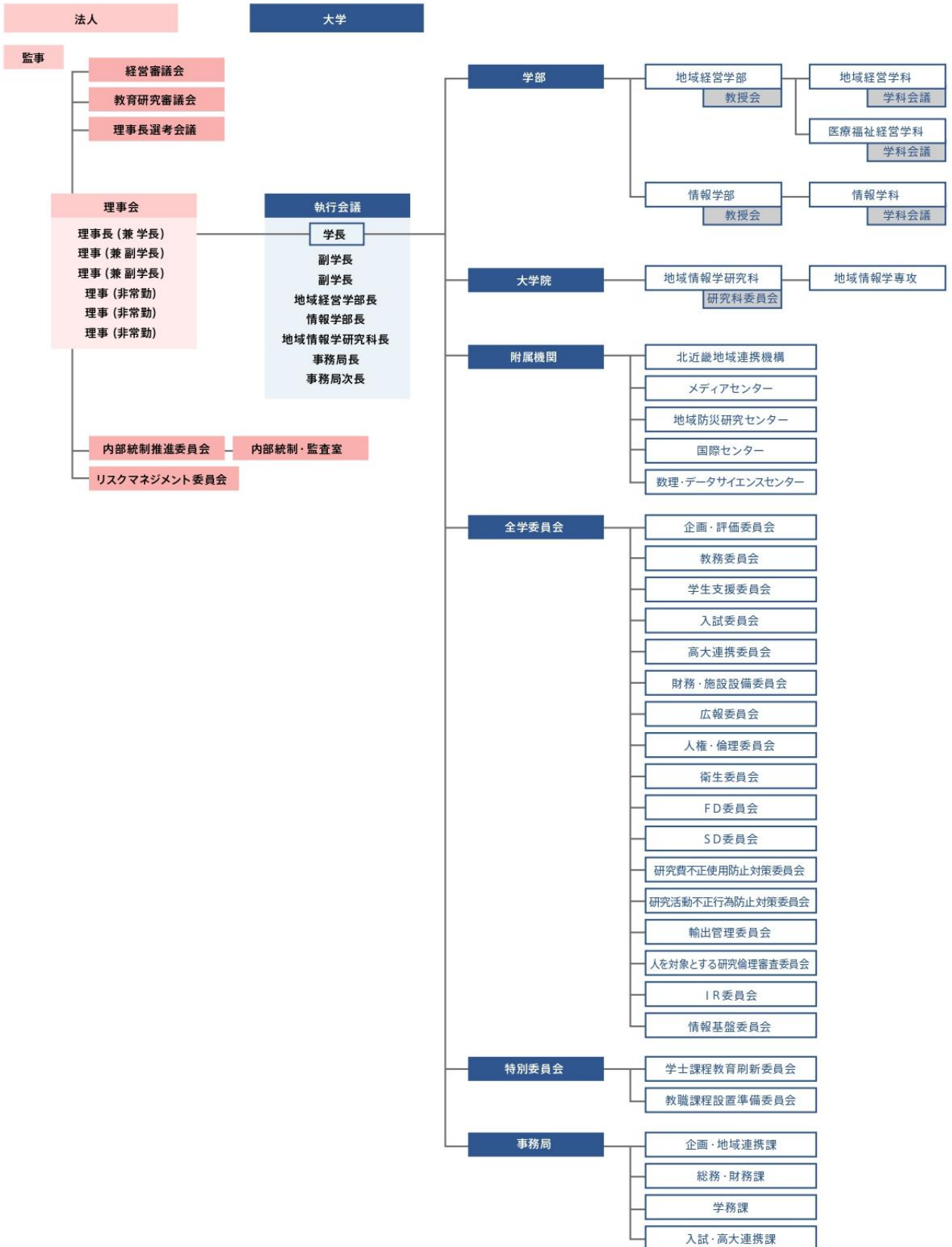
また、本学独自の存在感の中核として、第2期中期目標期間（2022～2027 年度）においては、地域と本学とが協働して持続可能な地域社会を創出する教育的試み、個々の教員の自発的な研究、学内外との共同研究等における地域協働型教育研究の実践を積み重ね、代表的実践例とその理論的背景を「福知山モデル」として取りまとめて提示することを目指し、取組みを進めている。

※本ポートフォリオ中の「北近畿地域」とは、京都府中丹地区（福知山市、舞鶴市、綾部市）、丹後地区（宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）、口丹地区（京都市右京区旧京北町、亀岡市、南丹市、京丹波町）、兵庫県丹波地区（丹波篠山市、丹波市）、但馬地区（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）を指す。

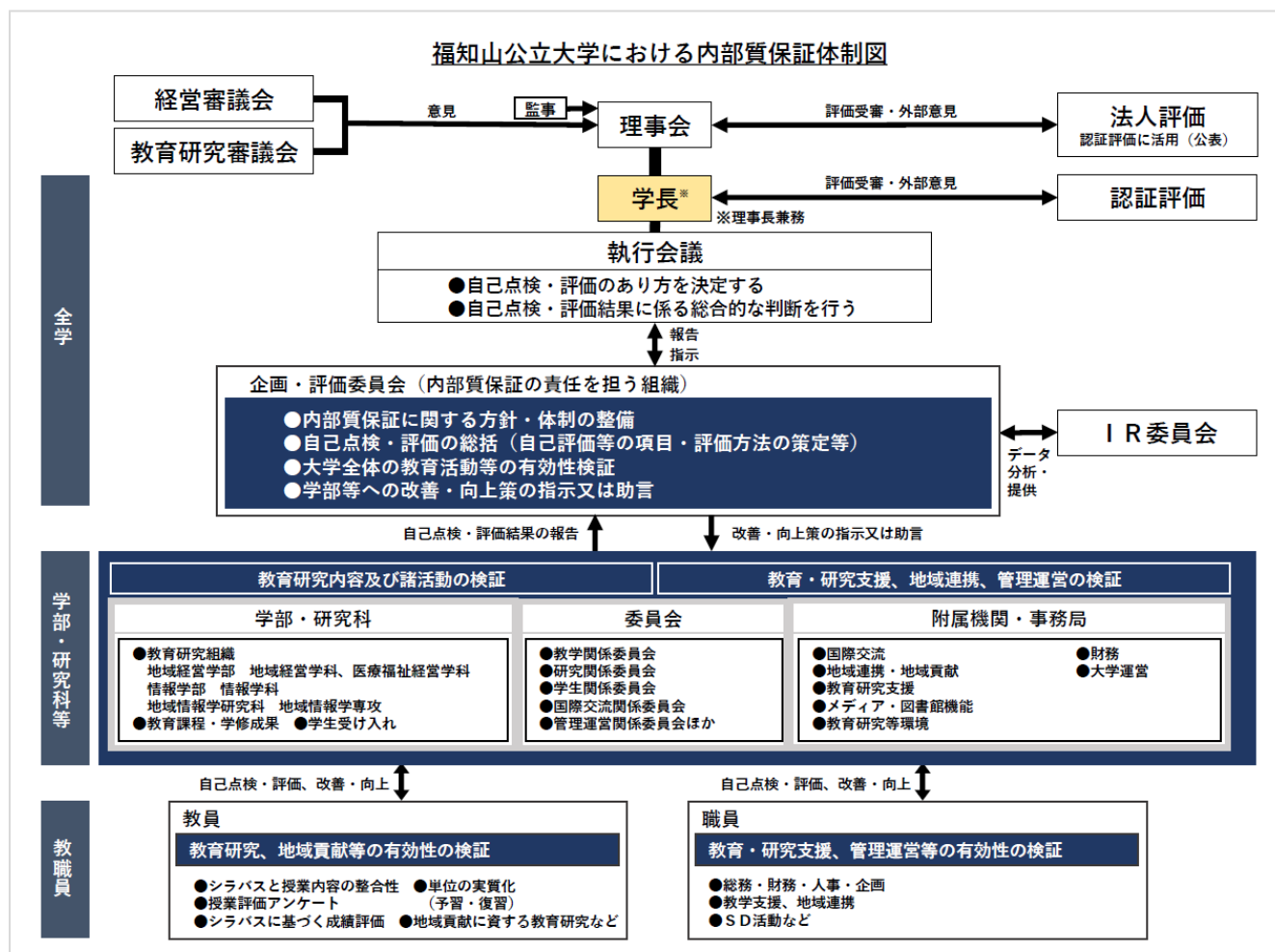
(6) 大学組織図

公立大学法人 福知山公立大学 組織図

(令和6年4月1日現在)



(7) 内部質保証体制図



- ・ 内部質保証システムの適切性について責任を担う組織を企画・評価委員会とし、内部質保証システムが適切に機能するよう定期的に検証するとともに、大学を構成する各組織における自己点検・評価の取組みが効果的に内部質保証を推進するために、指示又は助言を行う。
- ・ 学部、研究科、委員会、附属機関、事務局等大学を構成する各組織は、自己点検・評価活動の実施主体として、企画・評価委員会が示す基本方針等に基づき、定期的に自己点検・評価を行い、その結果を企画・評価委員会へ報告するとともに、改善又は向上を図る。
- ・ 企画・評価委員会は、各組織の自己点検・評価を受けて、全学的な観点から点検・評価を実施する。
- ・ 学長は、企画・評価委員会から自己点検・評価結果の報告を受け、理事会、経営審議会及び教育研究審議会に諮り、必要な改善指示を行う。
- ・ 地方独立行政法人法に基づく中期計画及び年度計画の策定、業務実績報告書の作成、公立大学法人福知山公立大学評価委員会による評価(法人評価)等の法令に基づいた一連の過程を、自己点検・評価を補完するものとして活用し、計画的な改善活動を実施する。

大学の目的

法人の目的は定款第1条に、大学の目的は大学学則及び大学院学則の第1条（目的）に規定されている。

○[公立大学法人福知山公立大学定款](#)

（目的）

第1条 この公立大学法人は、教育のまち福知山における「学びの拠点」として、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、総合的な知識と専門的な学術を深く教授研究するとともに、地域協働型教育研究を積極的に展開することにより、地域に根ざし、世界を視野に活躍できる高度な知識及び技能を有する人材を育成し、北近畿地域の持続可能な地域社会の形成と地方創生に寄与することを目的とする。

○[福知山公立大学学則](#)

（目的）

第1条 福知山公立大学は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、総合的な知識と専門的な学術を深く教授研究するとともに、地域協働型教育研究を積極的に展開することにより、地域に根ざし、世界を視野に活躍できる高度な知識及び技能を有する人材を育成し、北近畿地域をはじめとする地域における持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

各学部の目的及び教育方針は以下のとおりである。

- ・[地域経営学部の目的と三つのポリシー](#)
- ・[情報学部の目的と三つのポリシー](#)

○[福知山公立大学大学院学則](#)

（目的）

第1条 福知山公立大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

研究科の目的及び教育方針は以下のとおりである。

- ・[地域情報学研究科の目的と三つのポリシー](#)

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

1 目的 福知山公立大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、総合的な知識と専門的な学術を深く教授研究するとともに、地域協働型教育研究を積極的に展開することにより、地域に根ざし、世界を視野に活躍できる高度な知識及び技能を有する人材を育成し、北近畿地域をはじめとする地域における持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。 本学の目指すべき大学像及び育成する人材像は、第2期中期目標に次のとおり示されている。 【目指すべき大学像】 ①地域社会を支え、地域社会に支えられる大学 ②持続可能な地域社会の創出に貢献する知の拠点大学 ③地域と世界をつなぐ、実践的なグローバル教育研究を深化・拡充する大学 ※グローバル教育研究：世界を見つめる幅広い視野を持ち地域の課題解決につなげる教育・研究 【育成する人材像】 大学が育成する人材像は、「地域に根ざし、世界を視野に活躍するグローカリスト（Glocalist）※」である。世界を見つめる幅広い視野を持ち、北近畿地域をフィールドとする「地域協働型教育研究」を通じて、地域の課題解決に主体的に取り組むために必要な能力を身に付けさせるとともに、世界の人々の生活や文化などの多様性の受容・理解と高度な倫理観を持ち合わせ、持続可能な地域づくりへの熱意にあふれた人材の育成を目指す。 ※グローカリスト（Glocalist）：Global と Local に人を意味する“ist”を加えた用語。 2 大学の組織 本学は、教育研究の目的を達成するため、地域経営学部（地域経営学科、医療福祉経営学科）及び情報学部（情報学科）を置いている。学部、学科の目的は、「大学学則」で次のとおり定め、本学ウェブサイトで公表している。	【地域経営学部】 地域経営学部は、地域経営学の体系・知識・知見・技術を学び、それらを用いて地域の価値の向上や持続可能な社会の形成に寄与できる人財を育成する。 [地域経営学科] 地域経営学科は、公共経営、企業経営、交流観光等の分野で活躍できる人財を育成する。 [医療福祉経営学科] 医療福祉経営学科は、診療情報管理士の資格取得をめざしつつ、医療福祉経営等の分野で活躍できる人財を育成する。 【情報学部】 情報学部は、情報学の体系・知識・知見・技術を学び、それらを用いて地域の価値向上や持続可能な社会の形成に寄与できる人財を育成する。 [情報学科] 情報学科は、情報学の体系・知識・知見・技術を学び、情報技術を開発・提供・応用・活用する多様な分野で活躍できる人財を育成する。 3 収容定員 入学定員及び収容定員は、学部、学科ごとに「大学学則」に定めている。2024年度の入学者数及び学生数は下表のとおりであり、入学定員及び収容定員に基づき適正に管理している。（2024年5月1日現在） <table><tr><th>学部</th><th>学科</th><th>入学定員</th><th>入学者数</th><th>収容定員</th><th>学生数</th></tr><tr><td rowspan="2">地域経営</td><td>地域経営</td><td>75</td><td>89</td><td>310</td><td>337</td></tr><tr><td>医療福祉経営</td><td>25</td><td>25</td><td>104</td><td>102</td></tr><tr><td>情報</td><td>情報</td><td>100</td><td>108</td><td>404</td><td>421</td></tr></table> 4 名称 大学の名称は福知山市に位置する公立大学として適当であり、学部及び学科の名称は各学部及び学科の教育研究上の目的にふさわしいものである。	学部	学科	入学定員	入学者数	収容定員	学生数	地域経営	地域経営	75	89	310	337	医療福祉経営	25	25	104	102	情報	情報	100	108	404	421
学部	学科	入学定員	入学者数	収容定員	学生数																			
地域経営	地域経営	75	89	310	337																			
	医療福祉経営	25	25	104	102																			
情報	情報	100	108	404	421																			
自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。																							
優れた点	社会情勢や地域のニーズを踏まえた学部設置、定員増の構想を計画し、着実に実行している。																							
改善を要する点	特になし																							

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	定款 第1条 大学学則 第1条 基本的な目標 地域経営学部 の目的 情報学部 の目的
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	(同上)
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	大学学則 第5条
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	大学学則 第4条 認証評価共通基礎データ
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	(同上)
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	—
⑦	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	大学学則 第4条、別表第1 認証評価共通基礎データ
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	定款 第3条 大学学則 第4条

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1 目的 福知山公立大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。 本学の目指すべき大学像及び育成する人材像は、第2期中期目標に次のとおり示されている。 【目指すべき大学像】 ①地域社会を支え、地域社会に支えられる大学 ②持続可能な地域社会の創出に貢献する知の拠点大学 ③地域と世界をつなぐ、実践的なグローバル教育研究を深化・拡充する大学 ※グローバル教育研究：世界を見つめる幅広い視野を持ち地域の課題解決につなげる教育・研究 【育成する人材像】 大学が育成する人材像は、「地域に根ざし、世界を視野に活躍するグローカリスト（Glocalist）※」である。世界を見つめる幅広い視野を持ち、北近畿地域をフィールドとする「地域協働型教育研究」を通じて、地域の課題解決に主体的に取り組むために必要な能力を身に付けさせるとともに、世界の人々の生活や文化などの多様性の受容・理解と高度な倫理観を持ち合わせ、持続可能な地域づくりへの熱意にあふれた人材の育成を目指す。 ※グローカリスト（Glocalist）：Global と Local に人を意味する“ist”を加えた用語。 2 大学院の組織 本大学院は、教育研究の目的を達成するため、地域情報学研究科（地域情報学専攻修士課程）を置いている。修士課程の標準修業年限は2年としている。研究科及び専攻の目的は、「大学院学則」で次のとおり定め、本学ウェブサイトで公表している。	【地域情報学研究科】 地域情報学研究科は、地域にねざした実践活動の深化による、地域に還元される持続可能な情報技術に基づくプロジェクトの遂行および地域社会に貢献する情報学の深化と研究開発を2本の柱として、学術の理論とその地域社会への応用を教授して研究を積み重ねることで高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力を備えた人材を育成し、地域社会の発展と地域社会の文化の進展に寄与することを目的とする。 [地域情報学専攻] 地域情報学専攻は、地域に還元される持続可能な情報技術に基づくプロジェクトの遂行および地域社会に貢献する情報学の深化と研究開発を行うことで、高度の専門性を有する深い学識と卓越した能力を具備する人材を育成することを目的とする。 3 収容定員 入学定員及び収容定員は、研究科、専攻ごとに「大学院学則」に定めている。2024年度の入学者数及び学生数は下表のとおりである（2024年5月1日現在）。設置初年度となる2024年度は、設置認可後（2023年9月）に学生募集活動を開始するため大学院進学者の進路決定時期よりも遅くなり、入学定員の確保には至らなかった。2025年度入学生の学生募集では7月を目途に一次募集を行い、効果的な募集活動を行ったうえで入学定員の確保に努めていく。 <table><tr><td>研究科</td><td>専攻</td><td>入学定員</td><td>入学者数</td><td>収容定員</td><td>学生数</td></tr><tr><td>地域情報学</td><td>地域情報学</td><td>20</td><td>15</td><td>20</td><td>15</td></tr></table> 4 名称 研究科及び専攻の名称は、それぞれの教育研究上の目的にふさわしいものである。	研究科	専攻	入学定員	入学者数	収容定員	学生数	地域情報学	地域情報学	20	15	20	15
研究科	専攻	入学定員	入学者数	収容定員	学生数								
地域情報学	地域情報学	20	15	20	15								
自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。												
優れた点	設置認可申請書の記載に基づく教員採用、施設改修等を行い、地域社会と関わりをもつ教育研究の実践を通じた新しい情報学分野「地域情報学」の学術的確立をめざす大学院を設置した。												
改善を要する点	学生募集の開始時期の遅れにより、設置初年度の入学者数(15名)が入学定員(20名)に達しなかった。												

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	大学院学則 第1条 地域情報学研究科の目的
	大学院設置基準	
②	第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	大学院学則 第3条、第5条
③	第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。	大学院学則 第3条
④	第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。	大学院学則 第3条、第10条
⑤	第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。	—
⑥	第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。	大学院学則 第5条、第6条 認証評価共通基礎データ
⑦	第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。	(同上)
⑧	第十条（収容定員） 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。	大学院学則 第4条、別表第1 認証評価共通基礎データ
⑨	第二十二條の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	大学院学則 第4条

ロ 教員組織に関すること（①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

1 教授会 各学部には教授会を置いている。当該学部の専任教員をもって組織し、定例的に会議を開催している。教授会では、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。 (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項 (2) 学位の授与に関する事項 (3) 教員の選考に関する事項 (4) 学生の懲戒に関する事項 (5) 教育課程の編成に関する事項 (6) 教育・研究及び学部運営についての自己点検・評価に関する事項 (7) 学長の諮問事項に関する事項 (8) 教員の教育研究業績の審査に関する事項 (9) 前各号のほか、教育上・研究上・社会貢献上の重要な事項 また、次に掲げる事項を審議し、及び学長の求めに応じて意見を述べることができる。 (1) 学部に関する規程等の制定及び改廃に関する事項 (2) 学生の学籍異動に関する事項（学生の懲戒に関する事項を除く。） (3) その他学部の運営に関する事項 教授会のほか、入試、教務、学生支援その他大学運営に必要な業務を所掌する各種の全学委員会に専任教員を配置し、意思決定を適切に行うための組織体制を構築している。 2 教員組織 学部は、地域経営学部と情報学部の2学部を設置している。 地域経営学部には地域経営学科と医療福祉経営学科を置き、地域経営学科は教授9人、准教授7人、医療福祉経営学科は教授4人、准教授4人と、学科ごとに必要な教員数を配置している。 情報学部には情報学科を置き、教授10人、准教授7人、講師3人、助教1人と必要な教員数を配置している。	学部には学部長を置き、校務を所掌している。学部長は、大学運営に関する重要事項を審議する執行会議、及び教育研究の重要事項を審議する教育研究審議会の構成員となり、大学の意思決定を学部運営に適切に反映する体制としている。 3 教員の採用、年齢構成 教員の人員管理は、人事の基本方針に基づき、適切な学内資源の配分を行いつつ、計画的に採用活動を行っている。教員の職位別の資格、採用手続き、昇任手続き等は、「教員採用及び昇任の手続きに関する規程」に定めている。学長は、採用に関する手続きを開始するにあたり選考委員会を設置し、その選考結果を受け、教授会の議を経て学長が採用を決定している。教員の昇任も採用と同様の手続きにより行っている。教員の採用、再任、昇任審査では、教員の多様性を認め、総合的な観点から評価を行っている。 教員の年齢構成は下表のとおりであり、偏りのない構成に努めている。（2024年5月1日現在） <table><tr><td>学部</td><td>30歳未満</td><td>30～39歳</td><td>40～49歳</td><td>50～59歳</td><td>60歳以上</td></tr><tr><td rowspan="2">地域経営</td><td>0人</td><td>3人</td><td>5人</td><td>10人</td><td>6人</td></tr><tr><td>0%</td><td>12%</td><td>24%</td><td>40%</td><td>24%</td></tr><tr><td rowspan="2">情報</td><td>1人</td><td>4人</td><td>6人</td><td>6人</td><td>4人</td></tr><tr><td>4%</td><td>19%</td><td>28%</td><td>29%</td><td>20%</td></tr></table> 4 授業科目の担当 授業科目は共通教育科目と専門教育科目に区分し、共通教育科目は外国語科目群、一般教養科目群、全学共通科目群からなり、専任教員だけでなく、学生に幅広い科目を提供するために非常勤教員も担当している。専門教育科目は、地域経営学部は学部共通科目群と専門科目群、情報学部はPBL、情報専門基礎、専門科目群からなり、両学部とも主に専任教員が担当している。 学部ごとに主要科目を設定し、2024カリキュラムにおける一年次配当の全ての主要科目は地域経営学部、情報学部ともに教授又は准教授が担当している。	学部	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	地域経営	0人	3人	5人	10人	6人	0%	12%	24%	40%	24%	情報	1人	4人	6人	6人	4人	4%	19%	28%	29%	20%
学部	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上																								
地域経営	0人	3人	5人	10人	6人																								
	0%	12%	24%	40%	24%																								
情報	1人	4人	6人	6人	4人																								
	4%	19%	28%	29%	20%																								
自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。																												
優れた点	教員の再任審査では、教員の活動の多様性を認め、各評価項目の評価基準を定めず、重点的に取り組んだ活動実績を総合的な観点から評価している。																												
改善を要する点	特になし																												

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。	大学学則 第11条 教授会規程 組織図
	大学設置基準	
②	第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること	大学学則 第8条 組織規程 執行会議規程 第3条 役員・委員名簿 人事の基本方針 教員採用及び昇任の手続きに関する規程 認証評価共通基礎データ データブック 2023
③	第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。	シラバス 科目配置表（地域経営学部） 科目配置表（情報学部） 主要科目の定義
④	第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員数を合計した数以上とする。 ※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること	認証評価共通基礎データ

③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。
大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号） 附則 第四条 この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。 一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ロ 教員組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1 研究科委員会 研究科に研究科委員会を置いている。研究科委員会は当該研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員をもって組織し、定例的に開催している。研究科委員会では、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。 (1) 学生の入学及び課程の修了 (2) 学位の授与 (3) 教育課程の編成 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要であると認めるもの 研究科委員会のほか、入試、教務、学生支援その他研究科の運営に関する学部と調整が必要な事項は、各種委員会の委員を原則研究科の専任教員が兼ねることにより、その者が調整する。 2 教員組織 地域情報学研究科には地域情報学専攻を設置している。 地域情報学専攻の専任教員は、教授12人、准教授5人、講師2人と必要な教員数を配置し、あわせて兼任教員を2人配置している。 研究科には研究科長、専攻には専攻長を置き、校務を所掌している。研究科長は、大学運営に関する重要事項を審議する執行会議、及び教育研究の重要事項を審議する教育研究審議会の構成員となり、大学の意思決定を研究科の運営に適切に反映する体制としている。	3 教員の採用、年齢構成 大学院教員の人員管理は、人事の基本方針に基づき、適切な学内資源の配分を行いつつ、計画的に採用活動を行っている。 大学院教員の職位別の資格は「教員採用及び昇任の手続きに関する規程」及び「地域情報学研究科担当教員資格基準」に定めている。大学院の教員19人は全員が学部を本務としており、所属学部の選考手続きを経て採用されている。学部所属の教員が大学院教員を兼任する場合は、「地域情報学研究科担当教員資格基準」に基づき、研究科委員会の議を経て学長が決定する。 教員の年齢構成は下表のとおりであり、偏りのない構成に努めている。(2024年5月1日現在) <table><tr><td>研究科</td><td>30歳未満</td><td>30～39歳</td><td>40～49歳</td><td>50～59歳</td><td>60歳以上</td></tr><tr><td>地域情報学</td><td>0人 0%</td><td>2人 10%</td><td>6人 32%</td><td>7人 37%</td><td>4人 21%</td></tr></table> 4 授業科目の担当 授業科目は研究・プロジェクト科目、情報学科目、文理融合科目、社会科学系科目に区分され、設置の趣旨に則り、必修科目及び選択必修科目、選択科目を設定し、各授業科目を専任教員と兼任教員が担当しているが、必修科目は専任教員が担当している。	研究科	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	地域情報学	0人 0%	2人 10%	6人 32%	7人 37%	4人 21%
研究科	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上								
地域情報学	0人 0%	2人 10%	6人 32%	7人 37%	4人 21%								
自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。												
優れた点	設置認可申請書の記載に基づく教員採用を行い、大学院開設に必要な人員を確保した。												
改善を要する点	特になし												

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること	大学院学則 第6条 組織規程 組織図 大学院研究科委員会規程
②	第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。 ※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること	大学院学則 第6条 執行会議規程 第3条 役員・委員名簿 人事の基本方針 大学院地域情報学研究科担当教員資格基準 科目配置表
③	第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。 ※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること	—

ハ 教育課程に関すること（①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

1 入学者選抜 入学試験の方針及び実施、入学試験体制の評価等を所掌する組織として、大学に入試委員会を設置している。 求める学生像及び入学までに学習しておくべき教科・科目等は、各学部が制定するアドミッション・ポリシーに示し、本学ウェブサイト、「学生募集要項」等で公表している。多様な学生を確保するため、選抜区分ごとに個別の選抜方法を設け、学力の3要素をそれぞれ評価し、合否判定を行っている。 本学で実施する全ての選抜試験は、入試委員会で実施要領等を作成し、2023年度からは責任体制をより明確にするため、実施本部長（学長）及び統括責任者（入試委員長）の下、各学部の教員及び事務職員が実務を担当する体制としている。入学者選抜を公正に実施するため、作問は入試委員会とは独立に作問責任者を置き、そのもとに作問及び採点の担当者を配置のうえ業務を委嘱し、複数名で確認する体制をとっている。 2 教育課程の編成 学部の目的を実現するため、学部ごとのディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成を示すカリキュラム・ポリシーを策定し、これに基づく教育課程を編成している。学科ごとにカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを策定しており、カリキュラムマップでは科目とディプロマ・ポリシーとの関連性を、カリキュラムツリーでは科目配置の体系性、順次性を可視化している。更に、個々の科目のナンバリングを行い、その科目の位置づけを明示している。 3 単位 授業科目は、必修科目及び選択科目に区分し、各授業科目の単位数は「大学履修規程」に定めている。1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算している。 （１）講義及び演習には、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。 （２）実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。	4 授業の方法 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則としている。原則として週5日の授業を組み、前学期15週、後学期15週のセメスター制（2学期制）の授業を行い、各学期末に定期試験期間を1週間程度設けている。学期ごとの授業期間は、各年度の学年暦に定め、教授会で審議し学長が決定している。 授業は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれかの方法またはこれらの併用により行っている。面接授業に加え、授業回数の半数を超えない範囲において同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる場合に遠隔授業を行っている。2024年度からは卒業要件に含む60単位を超えない範囲で、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修できるよう学則に定めた。 5 成績評価基準、修了認定基準 各授業科目の方法、内容、授業計画等をシラバスに明示し、学生に提示している。成績評価基準は、「大学学則」及び「大学履修規程」に定め、各授業科目の成績は、試験結果、授業内で課された試験、レポート等、各担当教員がシラバスにより示した方法により評価している。シラバスは統一した書式で作成するとともに、全てのシラバスを教務委員会がチェックリストに基づく確認を行うことで成績評価方法、評価基準の客観性及び厳格性を確保している。 成績評価に対する異議申し立ては、各学期に成績評価に関する確認期間を設け、成績配付時に詳細を学生に提示している。 卒業認定要件は、「大学学則」に基づき、休学等の期間を除いて、所定の期間在学し、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得した者に対し、学長が卒業資格を認定している。 6 履修科目の登録の上限 履修科目の登録数については、単位制度の趣旨を踏まえ、上限（CAP制度）を設けている。年次ごとの履修可能な単位数は「大学履修規程」に定め、履修要項等で学生に提示している。不定期に開講する科目、一部の演習系科目は単位数制限の対象外としている。
自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教務委員会がチェックリストに基づき全てのシラバスの確認を行うことで客観性及び厳格性を確保している。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 ※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること	入試委員会規程 大学学則 第18条～第20条 入学者選抜試験規程 <地域経営学部> アドミッション・ポリシー 令和6年度学生募集要項 <情報学部> アドミッション・ポリシー 令和6年度学生募集要項
②	第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	大学学則 第22条 大学履修規程 シラバス <地域経営学部> カリキュラム・ポリシー カリキュラムマップ カリキュラムツリー 履修モデル <情報学部> カリキュラム・ポリシー カリキュラムマップ カリキュラムツリー 履修モデル
③	第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。	(同上)
④	第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。	大学学則 第24条 大学履修規程 第2条の2、別表第1、第2
⑤	第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。	大学学則 第25条 学年暦
⑥	第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。	大学学則 第25条 学年暦
⑦	第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。	大学学則 第22条の2、第27条、第28条 シラバス
⑧	第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること	シラバス シラバス作成要領 シラバスチェックリスト 大学学則 第26条、第32条 大学履修規程第11条、第12条 履修要項（地域経営学部） 履修要項（情報学部） 履修のてびき（異議申し立て） 試験規程
⑨	第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。	大学学則 第26条
⑩	第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。	大学履修規程 第3条 履修要項（地域経営学部） 履修要項（情報学部）

ハ 教育課程に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1 入学者選抜 本大学院では、研究科に設置する研究科委員会が入学試験の方針及び実施、入学試験体制の評価等を所掌している。 求める学生像及び入学に修得しておくべき知識と能力は研究科が制定するアドミッション・ポリシーに示し、本学ウェブサイト、「学生募集要項」等で公表している。学生を確保するため、選抜区分ごとに個別の選抜方法を設け、可否判定を行っている。 本大学院で実施する全ての選抜試験は、実施本部長（学長）及び統括責任者（入試委員長）の下、入試委員会で実施要領等を作成し、研究科の専任教員及び事務職員が実務を担当する体制としている。入学者選抜を公正に実施するため、作問は研究科委員会とは独立に作問責任者を置き、そのもとに作問及び採点の担当者を配置のうえ業務を委嘱し、複数名で確認する体制をとっている。 2 教育課程の編成 研究科の目的を実現するため、ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成を示すカリキュラム・ポリシーを策定し、これに基づく教育課程を編成している。学生が履修する際には、指導教員が履修モデルを用いるなどして、科目の順次性や学修成果の可視化に努めている。 3 単位 授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に区分し、各授業科目の単位数は「大学院履修規程」に定めている。1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算している。 （１）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。 （２）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。	4 授業の方法、研究指導 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則としている。原則として週5日の授業を組み、前学期15週、後学期15週のセメスター制（2学期制）の授業を行い、各学期末に定期試験期間を1週間程度設けている。 授業は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれかの方法またはこれらの併用により行っている。 研究指導の体制は、学生が指向する研究分野における主指導教員に加えて、必要に応じて副指導教員1人を置き、原則として2人以上の教員による入学時から修了までのきめ細かい指導体制を築いている。さらに、最終成果物提出までのスケジュールを、学生向けに「履修のてびき」に掲載している。学生一人ひとりに対する個別の研究指導計画については、研究科の統一様式を定め、指導教員が研究指導の初期段階で作成し、学生に明示している。 5 成績評価基準、卒業認定基準 各授業科目の方法、内容、授業計画等をシラバスに明示し、学生に提示している。成績評価基準は、「大学学則」及び「大学履修規程」に定め、各担当教員がシラバスには科目ごとに到達目標を明示するとともに、各授業科目の成績に対しては、試験結果、授業内で課された試験、レポート等、評価方法及び評価基準を明示したうえで公正な評価に努めている。シラバスは統一した書式で作成するとともに、全てのシラバスを研究科委員会がチェックリストに基づく確認を行うことで成績評価方法及び評価基準の客観性及び厳格性を確保している。 成績評価に対する異議申し立ては、各学期に成績評価に関する確認期間を設け、成績配付時に詳細を学生に提示している。 修了認定要件は、「大学院学則」に基づき、休学等の期間を除いて、所定の期間在学し、所定の授業科目を履修し、修了に必要な単位を修得した者に対し、学長が修了資格を認定している。学位論文の評価基準は、2024年度は大学院開設初年度であるために、実際の学生の研究への取り組みの状況を考慮・検討しながら定めることで、評価を公正にかつ実態を伴った評価に役立つ評価基準にするため、大学院開設後に協議し、公表する。
自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	研究科委員会がチェックリストに基づき全てのシラバスの確認を行うことで客観性及び厳格性を確保している。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	大学院学則 第24～第27条 入学者選抜試験規程 令和6年度学生募集要項 大学院研究科委員会規程
②	第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	大学院学則 第16条 カリキュラム・ポリシー 大学院履修規程 シラバス カリキュラムマップ
③	第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。	大学院学則 第17条 大学院履修規程 第2条
④	第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。	大学院学則 第17条 大学院履修規程 第3条
⑤	第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること	大学院学則 第19条、第21条 大学院履修規程 第5条、第6条 シラバス シラバス作成要領 シラバスチェックリスト 履修のてびき（異議申し立て） 履修要項（大学院）
⑥	第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。	大学院学則 第18条 大学学則 第22条の2、第25条、第26条 大学院履修規程

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 校地、校舎等 本学の校地面積は 29,771.13 m²、校舎面積は 13,395.53 m²であり、設置基準上で必要な面積を有している。 <table><thead><tr><th>施設</th><th>校地面積 (m²)</th><th>校舎面積 (m²)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 号館</td><td rowspan="6">29,771.13</td><td>2,362.65</td></tr><tr><td>2 号館</td><td>1,869.33</td></tr><tr><td>3 号館</td><td>1,763.58</td></tr><tr><td>4 号館</td><td>6,471.70</td></tr><tr><td>5 号館</td><td>282.08</td></tr><tr><td>食堂</td><td>646.19</td></tr><tr><td>合計</td><td>29,771.13</td><td>13,395.53</td></tr><tr><td>(設置基準)</td><td>(2,540.00)</td><td>(2,822.50)</td></tr></tbody></table> 校舎は1号館から5号館までであり、講義室(10室)、演習室(34室)、実験室(5室)、PC 演習室(5室)をはじめ、メディアセンター(図書館)、保健室、カウンセリングルーム、研究室、学長室、会議室、事務局等を備えており、学部と大学院で共用している。 研究室(52室)は専任教員全員に割り当てており、情報学部では研究室ごとに学生の研究スペース(24室)を備え、研究活動や研究に用いる機器備品の保管場所として使用している。 教室は、授業等で使用しない時間帯は学生の自習や休憩スペースとして開放している。学生が自習や課外活動に使用できるフリースペースとして、メディアセンター内のセミナールーム、共同研究・研修室のほか、一般市民も利用可能な大学・地域連携室、カフェスペースといった学生との交流を図るためのスペースも設置している。また、食堂(156席)の営業時間外も学生の休憩や活動場所として使用できるよう開放している。 学生が教育研究目的で利用する場合に限り、学内施設を24時間開放している。安全対策として、各建物の出入口を電気錠で管理し、夜間は警備員が常駐してキャンパス内の巡回を実施している。 校舎にはバリアフリーの対応として、スロープ、多目的トイレ、エレベーター等を設置している。 キャンパスには運動場・テニスコート(計8,764.78 m²)を備え、体育の授業、サークル活動、屋外イベント等で使用している。			施設	校地面積 (m ²)	校舎面積 (m ²)	1 号館	29,771.13	2,362.65	2 号館	1,869.33	3 号館	1,763.58	4 号館	6,471.70	5 号館	282.08	食堂	646.19	合計	29,771.13	13,395.53	(設置基準)	(2,540.00)	(2,822.50)	キャンパス外では、学生・教職員と市民の交流拠点として、福知山市内にある新町商店街にまちかどキャンパス「吹風舎」を設置し、様々な交流事業を実施している。 本学には、大学の施設設備の整備及び適切な運用管理を行うため、財務・施設設備委員会を設置している。施設設備の維持、環境改善に向けた整備は、「キャンパスマスタープラン 2020」、「福知山公立大学インフラ長寿命化計画(個別施設計画)」を踏まえ、優先度の高いものから順に進めている。全ての校舎は耐震基準を満たしている。各種法令に基づく定期点検の実施、専門業者による日常清掃等を行い、維持管理に務めている。 長期的なキャンパス整備については、執行会議が示す長期的な大学構想及びキャンパス整備構想を踏まえ、財務・施設設備委員会において施設設備の導入、更新に関する計画の立案を進めていく。 2 メディアセンター 図書館機能を持つメディアセンターでは、本学の研究・教育・学修のために不可欠な資料を収集、保管し、学生や教職員に提供している。現在、北近畿地域資料を含む約10万冊の図書や学術雑誌を所蔵し、福知山市民や北近畿地域住民に向けても、生涯を通した「学びの場」を提供するため広く開放している。 資料収集においては、司書資格を有する事務職員を配置し、メディアセンター運営委員会で定めた選書指針に基づき、教育研究用図書、学術雑誌、オンラインジャーナル等に予算を配分し、蔵書整備を進めている。教員の推薦図書に加え、学生ニーズを選書に積極的に反映するため、学内ニーズ調査の実施や、学生選書委員による推薦図書の拡充による充実を図っている。 館内には自習スペースとしてキャレルデスク 34 席を含む180席の閲覧席を備えるほか、学生支援委員会と連携し、就職活動のオンライン面接やWEB ミーティングなどの用途で利用できる防音個室ブース「テレキューブ」を設置するなど、学生の学修環境の向上に多角的に努めている。 他機関との連携においては、国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の承認を受け、デジタル化資料を閲覧・複写できるほか、図書館間相互貸借(ILL)により、他大学の図書館等と現物貸借や文献複写を行っている。		
施設	校地面積 (m ²)	校舎面積 (m ²)																									
1 号館	29,771.13	2,362.65																									
2 号館		1,869.33																									
3 号館		1,763.58																									
4 号館		6,471.70																									
5 号館		282.08																									
食堂		646.19																									
合計	29,771.13	13,395.53																									
(設置基準)	(2,540.00)	(2,822.50)																									
自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。																										
優れた点	非耐震校舎の改修など限られたリソースを最大限に活用し、2020 年の情報学部設置、2024 年の大学院設置による学生数の増加にあわせて計画的に施設整備を進めている。																										
改善を要する点	特になし																										

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。 二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。 ※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること	キャンパスマップ 認証評価共通基礎データ キャンパスマスタープラン2020 福知山公立大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）
②	第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。	(同上)
③	第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。 2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。 3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。 4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。 ※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること	(同上) 大学学則 第50条 厚生保健施設に関する規程 第2条～第6条 校舎フロアマップ
④	第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。 2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。 ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること	メディアセンター規程 メディアセンター利用規程 メディアセンター 認証評価共通基礎データ
⑤	第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。 ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること	—

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 教育研究実施組織 本学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、大学に 17 の全学委員会及び2つの特別委員会を設置し、教員及び事務職員が相互の適切な役割分担の下で協働する組織的な連携体制を確保している。各委員会の規程に所掌事項を定め、責任の所在を明確にしている。委員会の所掌事項のうち、教育研究に関する重要な事項は教授会又は研究科委員会で審議し、定款に定める重要事項は教育研究審議会又は理事会で審議・議決している。 また、本学の基本理念に沿った教育研究活動の拠点として、北近畿地域連携機構、メディアセンター、地域防災研究センター、国際センター及び数理・データサイエンスセンターの5つの附属機関を設置し、各機関に教員及び事務職員を配置して教育研究活動を推進している。 2 厚生補導の組織 本学には厚生補導を担当する事務組織として、事務局に学務課学生支援係を置き、学生の課外活動、奨学金及び経済支援、生活環境、健康管理、その他学生生活全般にわたり必要な対応を行っている。また、学生支援に関する必要な事項を審議するため、各学部、研究科の教員で構成する学生支援委員会を設置し、事務組織と連携して厚生補導を組織的にを行っている。 本学の厚生保健施設として、保健室及びカウンセリングルームを設置している。 ①保健室：専属の保健師が常駐し、学生の健康診断、健康相談、保健指導等の対応を行っている。校医の情報は「Student Handbook」等で学生に周知するとともに、保健師が必要に応じて医療機関の受診予約をとるなど、医療相談が随時行える相談体制を整えている。 ②カウンセリングルーム：カウンセラー（男女各1人）を配置し、学生個人の心の健康問題等に関する相談、学生の問題に関する教職員のコンサルテーション等を行っている。カウンセリングルームの開室日（月に対面4回・オンライン2回）とは別に、学生の要望に応じてカウンセリングルームを開室するなど柔軟に対応している。 保健室、カウンセリングルーム及び事務局は学生相談に必要な情報共有など随時連携を図るとともに、意見交換会を定期的に開催し、情報交換やケース別事例検討を行っている。	3 事務局組織 本学に、大学及び大学院の事務を行う事務局を置き、4つの課（企画・地域連携課、総務・財務課、学務課、入試・高大連携課）で組織している。企画・地域連携課に企画・広報係及び地域連携係、総務・財務課に総務係、研究・財務支援係及び人事係、学務課に学生支援係、キャリア支援係及び教務係、入試・高大連携課に入試係及び高大連携係を置き、事務局長が事務を統括している。 事務職員数は、専任職員 32 人（うち福知山市職員 3 人）、非常勤職員 20 人の計 52 人が在籍している（2024 年 5 月 1 日現在）。 4 キャリア支援 本学では、育成する人材像として掲げる「地域に根ざし、世界を視野に活躍するグローカリスト（Glocalist）」を踏まえ、学生への個別支援と個々の学生の自立支援に資する取り組みを行っている。 学生のキャリア支援を担当する事務組織として、事務局に学務課キャリア支援係を置き、就職・進学指導、就職先・進学先開拓、キャリア育成等を担っている。キャリアカウンセラー資格を有する事務職員を配置し、市場動向や産官学の就職活動に対する動きの変化に対応するため、キャリア支援のスケジュールを年度毎に策定しながら種々の進路支援対策を行っている。 具体的な取り組みとして、1・2年次に就業の意義を理解し目標を明確化するためのキャリア支援ガイダンスやキャリア支援セミナー、3年次からは進路決定に向けて業界・企業研究会、模擬面接体験会等の実施、公務員試験対策講座や大学独自のインターンシッププログラムの実施など、個々の学生の希望進路や活動状況に応じたキャリア支援を行っている。 学生のキャリア支援を所掌する全学的な組織として学生支援委員会を設置し、進路支援対策やキャリア教育の検討、就職内定状況の把握等を行うほか、進路が決定した学生への「キャリア支援に関する満足度調査」を実施し、必要な改善を図っている。学生支援委員会の取り組みは、学部選出委員を通じて当該学部の教授会に報告し、ゼミ担当教員による個々の進路指導に反映するなど、組織間の有機的な連携を図っている。
自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	充実したキャリア支援の取り組みを行い、高い就職内定率を維持している。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第七条(教育研究実施組織等) 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 6 省略 7 省略	組織規程 組織図 大学学則 第7条、第50条 学生支援委員会規程 厚生保健施設に関する規程 学生生活 事務分掌規程 キャリア支援の方針 就職支援、就職・進路データ
	大学院設置基準	
②	第八条(教育研究実施組織等) 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略	(同上)

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 三つのポリシーの策定 地域経営学部と情報学部という、文理二学部からなる本学においては、三つのポリシーは学部ごとに設定しており、いずれも育成する人材像を念頭において策定している。学部別のポリシーの上位に置かれるべき大学全体としての三つのポリシーの明文化については、2026年カリキュラムを検討するための全学的な組織である「学士課程教育刷新委員会」が原案を作成する予定である。 地域経営学部においては、2024年度から導入した新カリキュラムを策定するためにカリキュラム改革検討委員会を2021年度に組織し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。 情報学部においても、2021年度から三つのポリシー及びカリキュラム見直しのためのワーキンググループを組織し検討を進めた。2023年度の完成年度には、それまでに把握した学生の傾向やニーズなどに基き改定を進め、2024年度に向けての新たなポリシーを設定した。 検討にあたっては、文部科学省が定めるガイドライン等を参照した。 ＜ディプロマ・ポリシー（DP）＞ 地域経営学部のDPでは、教養、知識、技術、思考力、判断力、実践力の6項目を学生が修得すべき学修成果に関する目標として定めている。 情報学部のDPでは、幅広い知識と教養、真理の探究心、国際コミュニケーション能力の上に、所定の専門的知識を2つ以上身につけることを目標としている。 ＜カリキュラム・ポリシー（CP）＞ CPでは、上記のDPを実現するために必要とされる教育課程の編成方針を定めている。カリキュラム全体における個々の科目の位置付けを具体的に示すため、DPで示された学修目標を達成するうえで、個々の科目がどのような意義を持つのかを学生に理解してもらうための補助ツールとして、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを作成している。	＜アドミッション・ポリシー（AP）＞ CPで定めた方針に沿って教育課程の教科を学び、DPで定めた学修目標を達成するためには、どのような学習経験と学習意欲を持つことが必要であるのかについて、APによって具体的に示している。 以上のとおり、両学部の三つのポリシーは、文部科学省の三つのポリシーに関するガイドライン及び学校教育法施行規則第165条の2に沿って定めている。2024年度から適用する両学部のDPは、自己点検・評価を継続的に実行検証していく。 2 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性の確保 各学部に設置したワーキンググループでは、DPとCPの一貫性に留意して原案を作成し、教務委員会、教授会、執行会議の学内会議で審議を行った後、教育研究審議会を経て理事会で決定した。DPとCPの一貫性がわかるように、カリキュラムマップとカリキュラムツリーを作成している。カリキュラムマップでは、DPで掲げた学修成果の目標それぞれに関して、どの科目が該当するのかを◎と○をつけて表記した。カリキュラムツリーでは、CPで掲げた科目編成原理を学生にわかりやすく伝えることを目的に、各科目を科目群別に系統づけるとともに、各科目の学年配当を示している。学生にとっては、カリキュラムマップとカリキュラムツリーを参照することで、DPとCPに沿った合理的な履修計画を立てることが可能になっている。
自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	三つのポリシーを補強する補助ツールとしてカリキュラムツリー及びカリキュラムマップを示すことで、DPで示された学修目標を達成する上で個々の科目がどのような意義を持つのか学生に分かりやすくなっている。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法施行規則	
①	第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。 - 一 卒業又は修了の認定に関する方針 - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 - 三 入学者の受入れに関する方針 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。	アセスメント・ポリシー ＜地域経営学部＞ 教育方針 カリキュラムマップ カリキュラムツリー ＜情報学部＞ 教育方針 カリキュラムマップ カリキュラムツリー 「学士課程教育の構築に向けて」（文部科学省、2008 年） 『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』（文部科学省、2016 年）

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 大学の目的等の公表 本学の基本理念・目標、目指すべき大学像、育成する人材像といった基本的な目標をはじめ、大学、学部学科、大学院の目的を明示した「大学学則」「大学院学則」を本学ウェブサイトに掲載し、公表している。また、大学改革支援・学位授与機構に置かれる大学ポートレートセンターが運営する「大学ポートレート」を通じて基本的な目標、大学の目的等を公表している。 キャンパス内には学生や教職員の目に留まりやすい場所に基本理念を掲示するほか、全学生に配付する「履修のてびき」、「Student Handbook」に基本的な目標、大学及び大学院の目的を明記し、周知している。 2 三つのポリシーの公表 大学の学部及び大学院のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは、本学ウェブサイトで公表している。在学生に対しては「履修のてびき」に三つのポリシーを提示し、履修指導に活用している。本学の志願者に対しては「学生募集要項」にアドミッション・ポリシーを明記し、周知している。 3 教育研究活動等の情報の公表 学校教育法第172条の2に規定されている教育研究活動等の状況をはじめ、地方独立行政法人法に基づく中期計画、年度計画、財務諸表、業務実績報告書、公立大学法人福知山公立大学評価委員会による評価結果、業務実績評価結果に対する対応、その他、自己点検・評価書、認証評価に係る点検・評価報告書、大学評価（認証評価）結果、改善報告書の検討結果等を本学ウェブサイトで公表している。 教育研究活動における各種の基礎データは「福知山公立大学データブック」として年度ごとにまとめ、学内で共有し、データの蓄積、経年データの比較分析による内部質保証の取組推進等に活用している。主なデータは大学の基本情報や取組概要とともにまとめた「大学概要」を発行し、市民や関係企業・団体等に広く配布している。	北近畿地域連携機構の取組内容、研究紀要は冊子にまとめ、本学ウェブサイトで公表している。 教員の研究業績、社会貢献活動等の情報は、科学技術振興機構が運営する「researchmap」を通じて公表している。 4 情報の公表体制の整備 本学では、大学広報を所掌する組織として広報委員会を設置している。広報委員会では広報の基本方針として、①本学の教育、研究及び地域貢献における取り組みや成果を広く分かりやすく、かつ積極的に発信する、②本学のブランド力を向上させるだけではなく、大学の持つ社会的使命及び法人としての説明責任を果たすことを掲げ、組織的な広報活動に取り組んでいる。 本学の教育研究活動等の状況や公表する各種情報は、ウェブサイト、SNS、刊行物、プレスリリースなど多様な手段を用いて、広く周知を図っている。公表する情報は複数名の内容確認を経ることで情報の正確性を確保しつつ、電子決裁の導入により迅速に情報提供が行える環境を整えている。 ウェブサイトは大学の公式情報を発信する主要なツールであるため、情報の充実度や利用者の利便性について入学予定者、保護者等にアンケートを実施し、改善を図っている。2022年度には専門業者によるサイト診断を4つの観点（①ユーザビリティ、②アクセシビリティ、③ファインダビリティ、④セキュリティ）から行い、得られた結果から改善に必要な改修を行った。 広報活動の成果を測るため、2021年度に本学の認知度及び地域貢献に関するイメージの把握を目的として福知山市民を対象とする本学の広報活動に関するアンケート調査（510人回答、回収率34%）を実施した。その結果、大学名の認知率は94.9%に達し、本学の地域貢献について「非常に貢献している」「まあ貢献している」と回答した割合は42%であった。アンケートにより、市民の地域に関する情報源としての有効性を確認できた広報媒体を重点的に活用するなど、広報活動の改善につなげた。
自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	多様な媒体を通じて大学の取組みを積極的に発信している。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	基本的な目標（基本理念・目標、目指すべき大学像、育成する人材像、大学の目的） 教育情報の公表 大学学則 大学院学則 大学ポートレート 教育方針（地域経営学部） 教育方針（情報学部） 履修のてびき 2024 学生募集要項・編入学選抜要項 中期目標・中期計画・年度計画・業務実績 財務情報 内部質保証（自己点検・評価、認証評価） 活動報告（各種報告書） 広報誌・大学概要 データブック 2023 researchmap 令和3年度福知山公立大学の広報活動に関する福知山市民アンケート調査結果
	学校教育法施行規則	
②	第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 - 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること - 二 教育研究上の基本組織に関すること - 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること - 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	(同上)

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 内部質保証の推進体制 内部質保証の推進に責任を負う組織として、副学長（評価担当理事）を委員長とする企画・評価委員会を設置している。学部、委員会、附属機関、事務局等の大学を構成する各組織は、企画・評価委員会が示す方針に基づき、定期的に自己点検・評価を行い、その結果を企画・評価委員会に報告している。企画・評価委員会は全学的な観点から自己点検・評価を実施し、その結果を学長（執行会議）に報告している。学長は、自己点検・評価結果の報告を受け、理事会、経営審議会及び教育研究審議会に諮り、総合的改善指示を行うことで、大学の質の保証及び向上に組織的に取り組んでいる。IR委員会が収集・分析したデータは企画・評価委員会を通じて各組織に提供し、改善活動に活用している。 2 自己点検・評価 2020年度に内部質保証システムの見直しを行い、自己点検・評価を継続的に実施している。教育研究及び地域貢献、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について年度ごとに点検項目を設定し、関連する組織が点検・評価を行い、抽出された課題の改善策を年度計画に反映するなど改善を図っている。企画・評価委員会は、点検・評価結果をまとめた「自己点検・評価書」を作成し、ウェブサイトで公表している。 また、地方独立行政法人法に基づく中期計画及び年度計画の策定、業務実績報告書の作成、公立大学法人福知山公立大学評価委員会による評価等の法令に基づいた一連の過程を自己点検・評価を補完するものとして活用し、評価結果を踏まえた計画的な改善活動を実施している。年度計画に定めた事項について各組織が自己評価を行い、企画・評価委員会が年度計画の進捗管理及び実績評価を行い、評価結果における指摘事項に対する改善方針を社会に公表し、改善を通じてPDCAサイクルを機能させている。 3 認証評価 本学は、学校教育法第109条第2項に基づき、認証評価機関による評価を受審している。前回は2017年度に公益財団法人大学基準協会による評価を受審し、「適合」認定を受けた。改善勧告を受けた学生の受け入れに関しては、2016年度以降に入学定員を毎年確保しており、2022年3月に改善結果が認められた。	4 研修 本学では、スタッフ・ディベロップメント（SD）を推進するための組織としてSD委員会を設置し、研修会の実施等、SDの取組みを組織的に行っている。研修会では、適正な職務遂行に必要な知識の習得に重点を置き、内部統制、障害のある学生への支援方法、ハラスメント防止、情報セキュリティ、個人情報保護等を研修のテーマに設定している。 SD委員会は外部機関が実施する研修の情報収集を行い、教職員の自発的な参加を呼びかけ、公立大学協会や大学コンソーシアム京都等が主催する教学マネジメント、教学IR、リサーチ・アドミニストレーター、プロジェクト・ファシリテーション、財務会計等の研修に参加している。 ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動として、前・後学期の年2回、学生に授業評価アンケートを実施し、授業に対する評価、意見を調査している。教員はアンケート結果を受けて振り返りシートを作成し、授業改善に取り組んでいる。この取組みにより、学生の視点から授業改善の手がかりを探り、教育の質を向上させることをめざしている。また、よりよい授業づくりの推進を目的に教員相互の授業参観を実施している。具体的な授業の進め方や指導技術について学び合い、授業環境で活かすことのできる指導方法を模索する機会を設けている。 授業科目を補助する指導補助者（TA）には、FD委員会が作成するハンドブックを用いて研修を行っている。 5 学修成果 学修成果を学生自身が評価する各種アンケート（間接評価）を実施している。授業評価アンケートではシラバスに記載する到達目標の達成度を、卒業が確定した4年生を対象に実施する卒業時アンケートではディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに掲げる学生が身につけるべき資質・能力等を確認している。 また、2022年度から外部アセスメントテストを導入し、1年生と3年生を対象に実施している。リテラシー及びコンピテンシーにおける学修成果の直接評価を行い、大学レベル、学部・学科レベルでの傾向、他大学との比較について、外部の専門スタッフによる解説会を教職員対象に実施し、学修成果の把握に努めている。
自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	自己点検・評価や法人評価の結果を業務に反映する仕組みを構築し、PDCAサイクルを機能させている。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。 ⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。 ⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。 ⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。	内部質保証の方針 内部質保証体制図 企画・評価委員会規程 自己点検・評価実施要領 内部質保証（自己点検・評価書、総合的改善指示） 中期計画・年度計画・業務実績・法人評価 認証評価（点検・評価報告書、認証評価結果）
	学校教育法施行規則	
②	第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	—
③	第百五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	—
④	第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。	内部質保証の方針 内部質保証体制図 内部質保証（自己点検・評価書、総合的改善指示）
	大学設置基準	
⑤	第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。 3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。	大学学則 第3条 職員就業規則 第44条 SD委員会規程 FD委員会規程 データブック 2023 ティーチング・アシスタント（TA）ハンドブック
	大学院設置基準	
⑥	第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。 3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。	大学院学則 第20条 職員就業規則 第44条 SD委員会規程 FD委員会規程 データブック 2023
	法令外の関係事項	
⑦	学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。	授業評価アンケート結果（全体集計） PROG 全体傾向報告書

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 財務の状況

本学は、2016 年度の公立大学法人化後、2019 年度に地域経営学部が完成年度を迎え、2020 年度に情報学部を設置し、2024 年 4 月には新たに大学院地域情報学研究科を設置した。

2019 年度から 2022 年度までの 4 年間の財務状況は表 1 のとおりである。

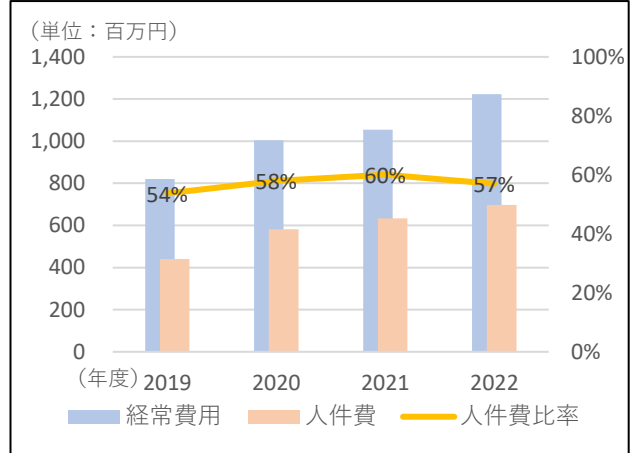
表 1 財務の状況（損益計算書）（単位：千円）

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	825,709	1,035,911	1,070,749	1,248,179
運営費交付金収益	279,248	431,378	478,914	537,763
授業料収益等	341,884	398,491	441,025	464,725
補助金等収益	171,988	168,011	91,526	119,224
受託・共同研究収益等	6,780	9,045	30,703	29,688
その他	25,810	28,986	28,580	96,779
経常費用	820,407	1,004,996	1,054,371	1,223,613
教育研究経費等	264,134	301,126	276,020	308,107
受託・共同研究費等	6,780	9,045	30,608	29,649
人件費	440,730	582,143	633,307	697,513
一般管理費その他	108,763	112,683	114,435	188,345
経常利益	5,302	30,914	16,378	24,565
当期純利益	5,302	30,914	16,378	24,565

経常収益については、入学定員の段階的増員（2016 年度 50 名、2017 年度 120 名、2020 年度 200 名）を行い、積極的な学生募集活動を実施した結果、運営費交付金収益及び授業料収益等は順調に増加している。また、自治体や地域、企業からの地域連携相談に関する窓口を北近畿地域連携機構に一本化し、ニーズに応じた活動を行った結果、受託研究収益、共同研究収益、受託事業等収益は大幅に増加していることから、経常収益は順調に増加している。

経常費用については、図 1 のとおり経常費用に占める人件費の割合（人件費比率）が過去 4 年間に於いて 60%以下で推移していることから、教育研究に必要な経費についても安定的に確保できている。

図 1 経常費用に占める人件費（人件費比率）



本学の年度予算は、理事会にて決定した予算編成方針に従い編成している。予算執行については、本学会計規程及び支出ガイドラインに基づき厳正に行い、財務会計システムで適切に執行状況を管理している。監事と連携した内部監査により業務執行の検証及び内部統制を行い、監査法人による外部監査を受けている。

2 教育研究環境の整備

情報学部開設のため、2019 年度に 1 号館及び 3 号館の大規模な設備改修を行った。2022 年度には大学院地域情報学研究科開設のため、1 号館及び 2 号館の設備改修工事を行い、教育研究棟として新たに 5 号館を建設した。

また、快適で充実した教育研究環境を確保するために、AV 機器の設備更新及び全学ネットワーク環境の整備など、学部及び大学院の新設や学生数の増員に伴い必要な施設の整備を行った。

上記のとおり、法人化に伴い福知山市から現物出資を受けた施設設備の修繕を行ってきたが、建築年数が数十年経過した建物が多く施設の老朽化が進んでいるのが現状である。そのため、2020 年度に策定した「福知山公立大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、中長期的な視点で引き続き施設設備の整備及び改修等を実施する必要がある。

また、2025 年度に大学院が完成年度を迎え、大学全体で約 850 名の収容定員となることから、十分な教育研究を行えるよう、隣接地の取得を含めた施設設備の拡充を進めていく予定である。

自己評価結果

当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

入学定員を計画的に増員し、入学者を安定して確保することで収支を向上させている。

改善を要する点

特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	財務諸表 予算編成方針 公立化に関するデータ 第2期中期計画 福知山公立大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画） 北近畿地域連携機構 会計規程 研究費支出ガイドライン 経費支出ガイドライン 内部統制システム基本規程 内部監査規程
	大学院設置基準	
②	第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	（同上）

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 ICT 環境の整備 本学では、大学全体の基盤となる情報設備、情報システム等の導入、運用管理、情報セキュリティを所掌する情報基盤委員会を設置し、学内の情報基盤の整備に取り組んでいる。 学内の建物は全て無線 LAN に対応している。ネットワーク環境については、学生数増加等による通信トラフィック増加を原因とする有線・無線通信状況の悪化の解消や利便性向上のため、2022 年度に学内有線ネットワークの大容量化、無線アクセスの安定稼働を目的とした無線アクセスポイントの追加及び再配置等の工事を行い、教育環境の改善を行った。 本学では教学情報システムを導入しており、学生は入学時に大学が付与するアカウントによりアクセスし、履修登録、成績確認、休講情報、その他大学からの連絡の確認をオンライン上で行うことができる。 学内には PC 演習室（5 室）やメディアセンターの PC 閲覧ラウンジを設けているほか、ノート PC の貸出を行い、授業や学生の自主的な活動に利用できる環境を整えている。教室や自習室、休憩スペースにはコンセントの増設、OA フロアへの改修など情報化に対応するための必要な改修工事を順次行っている。 コロナ禍では、本学の LMS（Learning Management System）とビデオ会議システム「Zoom」を活用したオンラインによる授業を実施した。遠隔授業の実施に伴う学生への支援策として、PC 演習室の開放や PC・モバイルルーターの貸出、遠隔授業に関する問い合わせ窓口の設置等により受講を支援した。 情報システムの運用に関し必要な事項は、「情報システム運用基本規程」、「情報セキュリティポリシー」に定め、安定的かつ効率的な情報の共有と管理及び適切な情報セキュリティ対策を講じている。 2 学生支援 (1) 学習支援 学習支援については、学年ごとに割り当てられたゼミの指導教員（情報学部においては、2024 年度より担任制を導入）を中心に、事務局教務係と連携しながら学生の学修状況（成績や出席状況）を把握し、必要な指導や支援を行っている。 個別の学習支援や就学上の相談に応じるため、各授業の担当者との連絡方法をシラバスで学生に周知している。また、授業や学生生活の悩み事を学生同士で相談し支え合う「ピア・サポーター制度」を設け、新入生を中心に上回生のアドバイスを受けている。 (2) 特別な支援 障害のある学生に対する支援は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に基づき、関係する教職員で連携し必要な支援を行っている。身体的、精神的な疾患等による合理的配慮を申し出た学生に対しては、本人と協議しながら教育目的や内容、評価の本質を変えない範囲で合理的な配慮を行っている。入学試験時に修学上の特別な配慮が必要であるとの申し出があった場合には、入学決定後に事務局入試係から関連する係に情報を共有し、個々の障害に応じた配慮、対応を実施している。 (3) 経済的支援 入学金は、福知山市民に関する諸条件を満たす学部入学者に 3 分の 1 相当額を免除し、本学の卒業生が大学院に入学する場合に入学金を全額免除している。授業料は、延納制度に加え、日本学生支援機構の奨学金や高等教育の修学支援新制度による授業料等減免、京都北都信用金庫の「ほくと育英会奨学金」など、各種奨学金制度の受給申請を支援しているほか、経済的理由により修学が困難な学生の支援として、「学生修学支援貸付金」、「緊急授業料減免制度」（2022 年度で終了）等、本学独自の経済支援策を設けて学生の継続的な学びを支援している。さらに、2023 年度から「株式会社大福機工商会奨学金」による給付制度を設け、入学前の段階から支援を実施している。 3 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 2020 年度に情報学部を設置し、2023 年度まで文部科学省の設置計画履行状況等調査を受けたが、指摘事項はなかった。	
自己評価結果	当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	・学内のコミュニケーションツールとして Slack を導入したことにより、教育活動の効率性、透明性を高めるとともに、構成員同士のコミュニケーションを向上させた。 ・災害等の緊急時に経済支援制度を速やかに整備し、学生の継続的な学びを支援している。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	関係事項	
①	I C T環境の整備 教育研究上で必要な I C T環境が整備されている。	情報基盤委員会規程 情報システム運用基本規程 情報セキュリティポリシー
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	シラバス
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	奨学金等の支援制度 福知山市民入学生料軽減に関する規程 納付金の減免等に関する取扱規程 緊急授業料減免実施要綱 学生修学支援貸付金規程 株式会社大福機工商会奨学金制度募集要項
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	—

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

本学は、2017 年度大学機関別認証評価において、内部質保証の項目で「自己点検・評価で抽出された課題等について改善につなげる仕組みを整備し、機能させる」ことが努力課題として提言された。この結果を踏まえ、自己点検・評価委員会（現企画・評価委員会）で改善に向けた検討を重ね、2020 年度に内部質保証の方針の改定、内部質保証体制図の作成、自己点検・評価実施要領の制定等を行い、内部質保証の体制を整備した。内部質保証の責任を担う企画・評価委員会が定める方針や評価項目に基づき、学部・委員会等で自己点検・評価を実施し、その結果を諸活動に反映する改善活動を組織的かつ継続的に実施している。 教育課程・学習成果においては、2020 年度に実施した自己点検・評価において「学位授与方針に対応する学習成果の総括的な分析ができていない」ことを課題に挙げた。このような背景があり、第 2 期中期計画（2022～2027 年度）では教育の質保証に関して「本学の教育目的達成のための教学マネジメントを確立するために、「内部質保証の方針」並びに「内部質保証体制図」に示された PDCA サイクルの適切な運用により、学修成果の検証結果を踏まえた教育内容と方法の全学的な改善を行う」こと、及び「アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づいてアセスメント・ポリシーを策定し、学生の満足度を含めた学修成果を大学全体レベル、学部・学科レベル、科目レベルの 3 段階で検証を実施することとし、そのために必要なデータを IR 委員会が他の部門と共同で収集し、分析を行う」ことを掲げ、取組みを進めた。2022 年度には自己点検・評価委員会の下に設置していた「IR 専門委員会」の機能強化を図るため、名称を「IR 委員会」に改め、大学に常設する全学委員会の一つとして、教育活動等の有効性の検証に必要な基礎データの収集・分析・蓄積を行っている。	IR 委員会の取組みとして、学生の汎用的な能力・態度・志向（ジェネリックスキル）を測定する外部アセスメントテストの実施、入学前、在学中（2 年次）、卒業時と学年進行にあわせて学生の満足度や教育目標に関する達成度等を把握するための各種アンケートの実施、大学全体の多様なデータを集約したデータブックの作成、入試区分別及び成績不良者の GPA 分析等の取組みを部局、委員会と連携して実施し、その結果を学内に共有している。 教務委員会では、IR 委員会が収集、分析したデータを学習成果の検証に活用するため、2024 年度から適用するアセスメント・ポリシー及びアセスメントチェックリストを制定し、全学レベル、学部・学科レベル及び科目レベルの 3 段階で学習成果の総括的な分析を行う仕組みを整えている。【No. 1】 学部が定める教育方針については、学部内にワーキンググループを設け、教育課程とあわせて検証し、必要に応じて見直しを行っている。【No. 2】 授業の質向上の取組みでは、教務委員会によるシラバスチェック、授業評価アンケートでのシラバスと授業内容の整合性の確認、授業評価アンケート結果の経年変化や成績分布の分析等、教育活動の有効性を検証するための仕組みを整え、質の向上を図っている。【No. 3】 入試業務を所掌する入試委員会では、学生の受け入れに関する入学者選抜の実施体制、実施方法等を検証し、必要な改善を行っている。【No. 4】 北近畿地域連携機構では、地域貢献に資する継続的な研究成果の創出に向けて支援体制の検証、改善の取組みを行っている。【No. 5】
--	---

2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を 1 つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	学習成果の総括的な分析による教育水準の向上【学習成果】	37
2	学位授与方針の改定に向けた取組み	38
3	授業の質向上の取組み	39
4	入試制度、学生募集活動の改善の取組み	40
5	地域と連携した研究活動等の推進の取組み	41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	学習成果の総括的な分析による教育水準の向上【学習成果】
分析の背景	2020 年度に実施した自己点検・評価において、「教育課程・学習成果」に関する評価項目では教務委員会が「教育課程及びその内容、方法の適切性について、全体像を把握できるような資料・情報を収集し、点検・評価を行うまでには至っていない」ことを改善点に挙げ、企画・評価委員会による全学的観点に基づく自己点検結果を「学位授与方針に対応する学習成果の総括的な分析ができていない」と評価した。 上記の結果を踏まえ、IR 委員会及び教務委員会では、学習成果を組織的に把握、測定し、教育活動の改善、質向上につなげるための取組みを行った。
分析の内容	(1) GPA を活用した分析 IR 委員会では、2022 年度から GPA を活用し、成績不良者の GPA や外部アセスメントテスト結果との相関関係を分析している。情報学部においては、GPA 分析結果及び成績不良者の成績から、「基礎数学科目」及び「コンピュータプログラミング」科目が未修得となっている学生が成績不良者として抽出される傾向があることが分かった。この結果を情報学部が設置するカリキュラム検討のためのワーキンググループと共有し、その改善策として 2024 年度カリキュラムにはリメディアルから発展まで学生の学びの段階に応じた演習を行い数学力の定着をはかる「数学演習Ⅰ・Ⅱ」、及びプログラミング課題に実際に取り組み体験的に学ぶ「コンピュータプログラミング演習Ⅰ・Ⅱ」を開講することで、成績不良者となり得る可能性がある学生に対してサポートできる体制を整えた。 (2) 外部アセスメントテストの実施 IR 委員会では、学習成果を把握、測定するため、2022 年度から 1 年次生と 3 年次生の全学生を対象に外部アセスメントテスト「PROG テスト」を導入した。リテラシー（知識を活用する力）及びコンピテンシー（行動特性）により構成する基礎力について、他大学（全国平均）と比較しながら大学及び学部・学科レベルで把握している。また、受験した学生に対して各自の結果の解説会を実施することでフィードバックを行い、教員に対しては FD 研修として本学学生の性質についての解説会を実施することで学生の学習成果を全学で把握するようにした。 2024 年度には 1 年次に受験した学生が 3 年次で再び受験するため、大学及び学部・学科レベルでの 2 年間の変化を把握する予定である。更には、伸長が著しい学生へのインタビュー調査を実施することで効果的な授業や学生への支援策を把握し、教育課程の有効性を検証する予定である。また、大学独自の質問、例えば入試区分、入学志望順位、大学生生活の満足度などを加えることで学習成果との関係を調べる予定である。 (3) アセスメント・ポリシーに基づくアセスメントの実施 教務委員会では、IR 委員会がこれまでに収集・分析を行ってきた、福知山公立大学データブック、卒業時アンケートや在学生満足度アンケート、外部アセスメントテスト等を活用し、学習成果の検証に資するデータの洗い出しを行い、アセスメントの目的、実施体制・実施方法及び大学全体レベル、学部・学科レベル、科目レベルの 3 段階のアセスメントチェックリスト（評価指標を含む）を定め、2024 年度から適用するアセスメント・ポリシーを制定した。2024 年度には IR 委員会が収集する各種データに加え、教務委員会による授業科目の履修申請率、修得率、成績分布の把握・測定結果を活用し、アセスメント・ポリシーに基づき、全学レベル及び科目レベルでは教務委員会が、学部・学科レベルでは各学部がそれぞれ学習成果の総括的な分析を行う予定である。
自己評価	- 自己点検・評価で明らかになった課題を踏まえ、教育活動等の有効性の検証に必要な基礎データの収集を IR 委員会において着実にを行った。 - アセスメント・ポリシー及びアセスメントチェックリストを定め、DP に対応する学習成果の総括的な分析を行う体制を整えた。
関連資料	○令和 2 年度自己点検・評価書 ○GPA・PROG 分析結果について（2022 年度） ○PROG 全体傾向報告書（2022 年度・2023 年度） ○2024 年度科目配置表（情報学部） ○福知山公立大学 2023 データブック ○福知山公立大学アセスメント・ポリシー

タイトル (No. 2)	学位授与方針の改定に向けた取組み
分析の背景	地域経営学部及び情報学部では、自己点検・評価において教育方針に基づく運用が適切に行われているかを定期的に点検するとともに、作業部会を設けて学位授与方針（DP）とカリキュラムの整合性の検証等を行っている。
分析の内容	（１）地域経営学部における DP 改定の取組み 地域経営学部では、2021 年度から「カリキュラム改革検討委員会」を組織し、三つのポリシーの改定と授業科目編成の改編を行った。三つのポリシーの改定にあたっては、本学が 2022 年度及び 2023 年度に実施した PROG テストで設定されているリテラシー、コンピテンシーの諸要素と関連づけることができるような用語で表現することを心がけた。特に DP に関しては、次のような点を改善することが必要であることが認識された。 ①長大な文章の中に過剰に多くの目標が盛り込まれている。学修目標をもっと簡潔でわかりやすい形で示す必要がある。 ②大学の定款や中期目標などに記載された概念がそのままの形で使用されている。学生自身が学修成果の目標を理解できるような表現に書き改める必要がある。 上記の点を踏まえ、三つのポリシーに関する文部科学省の政策文書を分析し、DP が備えるべき基本要素を確認するとともに、これら基本要素を地域経営学部の DP として展開する際には 2024 年カリキュラムとの関連ではどのような表現が適切であるか、公立大学を中心に他大学で本学部と類似の教育を行っている学部の DP を調査し、比較参照するなどの検討を行った。他大学の事例に関する検討作業を踏まえ、本学の「地域協働型教育」という教育理念にふさわしい DP（2024 年度入学生から適用）を制定した。 また、DP の改定にあわせてカリキュラムの見直しを行い、2020 年度の自己点検・評価で改善点とした「主要科目の明示」、「メディア授業の規定化」、「カリキュラムツリーの作成」についても 2024 年度から対応した。 （２）情報学部における DP 改定の取組み 情報学部は 2020 年の開設以来、教育プログラムの向上に努めてきた。本学部では、2021 年度からカリキュラム検討のためのワーキンググループを立ち上げ、教育の進行状況进行评估し、DP とカリキュラムの整合性について見直し、検討を進めてきた。2023 年には、4 年間の取組みを振り返り、ポリシーとカリキュラムの一貫性を再評価し、改定作業を進め、2024 年度から導入する新しいカリキュラムを作成した。新しい DP では、明確で簡潔な文章で目的を伝えるための言葉と表現に変更し、これに合わせた形でカリキュラムを改編した。例えば、学位授与条件を示す際には、「地域情報プロジェクトの実行を通して」という曖昧な表現を、「地域情報プロジェクトを通じた具体的な研究活動や応用・実践」と、より具体化した。この改定により、学生は自らの学位取得に必要なステップを明確に理解できるようになった。 2024 年度から適用する両学部の DP は、自己点検・評価を継続的に行い検証していく。
自己評価	・地域経営学部では、上記調査の結果、本学が目指すべき学位授与方針を学生自身にとって分かりやすい簡潔な文章で表現することができた。 ・情報学部では、DP の改定において、学位授与の基本的な要件をクリアするだけでなく、学部の特色と教育理念を反映させた文章作成に努めた。特に重要なのは、本学から学士（情報学）の学位を授与される学生が、地域社会の生活、産業、文化の継承と発展に寄与する基盤を有していることを示すことであった。これにより、学生が本学独自の「地域協働型教育」を体系的に学んだことを明確に示すことができた。
関連資料	○令和 2 年度自己点検・評価書 ○地域経営学部ディプロマ・ポリシー（2020 年版、2024 年版） ○情報学部ディプロマ・ポリシー（2020 年版、2024 年版）

タイトル (No. 3)	授業の質向上の取り組み
分析の背景	本学では、授業担当者が作成するシラバスが「シラバス作成要領」に基づいているかの確認（シラバスチェック）、学期毎に授業の最終段階で実施する授業評価アンケートの実施、授業評価アンケート結果を基にした授業担当者による振り返りシートの作成、シラバスと授業内容の整合性及び成績分布状況の検証等の取り組みを通して授業の質向上に取り組んでいる。
分析の内容	教務委員会では、授業の質向上に向けた以下の取り組みを行っている。 （１）シラバスチェック 教務委員会が作成するチェックリストでは、「授業概要」「到達目標」「評価基準」「評価方法」を点検の重点項目に位置づけ、単位の実質化を確認するため「準備学習（予習・復習等）」の記載についても確認している。また、IR委員会が実施する「在学生満足度アンケート」の結果を活用し、学生が授業を履修する際にシラバスで参考にしてしている上位項目をチェックリストに示すことで学習者視点でのチェックを促すなど、シラバスを通した学生と教員との共通理解を図っている。チェックリストに基づき教務委員が全科目のシラバスを確認し、要件を満たさなかったシラバスは授業担当者に返却することで適正な内容に修正している。 （２）授業評価アンケート 学生の視点から授業改善の手がかりを探り、教育の質向上を目的に、学期毎に授業評価アンケートを実施している。アンケートの集計後、授業担当者に各授業の個別アンケート結果と大学全体レベルで集計したアンケート結果を周知している。 教務委員会では、授業評価アンケート結果からシラバスと授業内容の整合性に関する回答を抽出して分析しており、これまでの検証結果においてはシラバスと授業内容の整合性が概ね取れていることを確認している。2023年度には教務委員会で過去3年間の授業評価アンケートの経年変化に関する分析を行い、学生の主観評価（間接評価）においては高い傾向にあり、現状の授業が学生のレベルや需要に比較合致していることを示していると評価した。 （３）振り返りシート 授業担当者は、授業評価アンケート結果を基に振り返りシートを作成している。振り返りシートでは「アンケート結果についての所感・感想・意見」、「今年度の授業における教育内容・教育方法等の創意工夫や改善への取り組み」、「アンケート結果からわかった要改善点と改善策」、「受講生へのコメント」等、所定の項目について記述して教員自身の振り返りに活用するとともに、振り返りシートを教員間で共有し、自身の担当科目だけでなく他の科目での取り組みと問題点を共有する仕組みを整えている。改善につながった事例として、2024年度から改定したカリキュラムにおける数学とプログラミングの実習科目を設置したことが挙げられる。数学系科目やプログラミング科目において、講義だけでは理解することが難しく演習問題や課題を実施していたが、授業時間内では十分な解説時間を設ける余裕がない実情を各授業担当者間で共有することができた。 （４）成績分布状況の把握 教務委員会では、各学期に成績分布状況を大学全体レベル、学部・学科レベルで確認し、偏った成績評価が行われていないかの点検を行っており、これまでの点検で問題がないことを確認している。
自己評価	第三者によるチェックリストを用いた点検により、全学的に統一したシラバスを作成している。また、授業評価アンケートによるシラバスと授業内容の整合性の確認、授業評価アンケート結果の経年変化や成績分布の分析等、教育活動の有効性の検証を組織的かつ継続的に行っている。
関連資料	○シラバス作成要領 ○シラバスチェックリスト ○授業評価アンケートの経年変化に関する分析 ○教員振り返りシート実施要領（2023年度後学期） ○成績分布（2021-2023年度前学期）

タイトル (No. 4)	入試制度、学生募集活動の改善の取り組み
分析の背景	・ 学生の受入方針の公表 各学科のアドミッション・ポリシー及び大学入学までに学習しておくべき教科・科目等、出願資格、選抜方法を学生募集要項やホームページにおいて広く公開し、求める学生像を明示している。 ・ 入学者選抜の実施 入試委員会において、入学者選抜の実施を統括し、学校推薦型選抜、一般選抜の前期日程および後期日程の選抜試験を実施している。また、地域経営学部においては学部2年次および3年次への編入学、社会人特別選抜、私費外国人留学生選抜を実施しており、2020年度に開設された情報学部では、2022年度入試より学部3年次への編入学選抜を実施している。 文部科学省の入学者選抜実施要領に沿って、本学の規模に応じた実施体制の検討を行い、入学者選抜実施における体制を見直した。 ・ 募集活動 新入生アンケート、各選抜区分の志願者数、志願者の出身地および入学者の出身高校等の記録を経年追跡し、学生募集活動の重点地域や募集広告の発信方法を定めたうえで、募集活動を継続している。
分析の内容	(1) 多様な学生の受入について 地域経営学部社会人特別選抜・私費外国人留学生選抜のみならず、両学部において、学校推薦型選抜には地域枠を設置し、北近畿の学生を積極的に受け入れている。また、学校推薦型選抜に専門学科枠を設け、地域経営学部では高等学校において専門学科等で学んだ学生を、情報学部では工業・商業又は情報に関する知識を習得した学生を受け入れている。 (2) 適切な実施体制及び選抜方法の構築について 入学者選抜実施要領に沿って実施体制の見直しを行い、学長（実施本部長）のもと全学の入試委員長を統括責任者とする体制を確立し、2023年4月に入学者選抜試験規程を改正した。現在はその規程に基づき、試験実施の体制や作問・採点、合否判定等の手順を定め、全学で共有している。また、試験実施に際して、公正かつ適切に実施できるよう要項を作成し、担当者にガイダンスへの参加を義務付けている。さらに、選抜試験実施後は、毎年度状況を検証し、実施体制及び選抜方法の見直しを行っている。 (3) 定員管理について 各学科の選抜区分ごとに志願者数・合格者数・入学者数の推移を把握し、厳格な定員管理を行っている。その結果、近年の各学部の入学者は、収容定員に対して105～110%程度で推移している。 (4) 募集活動について 本学の志願状況や全国的な進学行動の傾向を確認し、募集活動の検証を実施している。近年は、年内入試志向の上昇を踏まえ、低学年への接触機会を強化している。 また、地域の大学として北近畿地域からの入学者受け入れを強化すべく、高大連携を組織的に展開し高大接続を強化することを計画している。
自己評価	・ 厳格な定員管理を行い、安定的に学生を確保できている。 ・ 適切な入学者選抜を実施できていると言える。 ・ 入学者選抜の変更は、教育研究審議会を経て決定し、2年程度前に高等学校へ周知できている。 ・ 北近畿地域からの入学者は、全入学者のうち毎年度12%程度で推移している。中期計画において北近畿地域からの入学者20%を目標に掲げているため、高校ごとの特徴や出張講義等の要望を踏まえ、地域貢献に資する活動だけでなく、学生募集に相乗効果をもたらす高大連携のあり方を組織的に構築すべく全学的な議論を進めている。
関連資料	○ 志願者・合格者・入学者の推移 ○ 定員充足率 ○ 福知山公立大学入学者選抜試験規程

タイトル (No. 5)	地域と連携した研究活動等の推進の取組み																																				
分析の背景	本学は第1期中期計画の基本的な目標として、地域協働型教育研究を積極的に展開することにより、地域に根ざし、世界を視野に活躍できる高度な知識及び技能を有する人材育成を掲げた。地域との連携・協働に重点を置いた大学創設期の取組みから、2020年度の情報学部設置を機に情報学を加えた実践的な教育研究に重点を置くため、地域との連携体制構築をミッションとする近畿地域連携センターを北近畿地域連携機構に発展的に改組し、地域貢献に資する継続的な研究成果の創出に向けた支援体制の構築を図った。機構には、副学長（地域連携担当理事）、学部長、研究科長を構成員とする運営委員会を設置し、機構の業務を把握・点検している。																																				
分析の内容	産学連携推進の取組みとして、2017年度に本学が中心となって地域課題の調査研究や政策提言を行うシンクタンクとしての役割を担うコンソーシアム「北近畿地域連携会議」を設立した。北近畿地域の高等教育機関や民間企業・団体など約50団体が会員となり、地域課題に応じた複数の研究会を組織して、本学教員が研究会に参加し4年にわたり調査研究を行った。 しかし、2020年度には新型コロナウイルス感染症の感染拡大により北近畿地域連携会議の活動に制限がかかったため、北近畿地域連携機構において産学公連携の取組みを検証し、①北近畿地域連携会議の規模が大きく会議運営など形式面の整備にコストがかかる、②北近畿地域連携機構の研究部が固定的な組織であるため地域から持ち込まれた課題への機動的な対応が困難である点を課題に挙げた。 検証結果を踏まえ、北近畿地域連携機構において以下の改善を図った。 （1）北近畿コラボスペースの設置 2022年度をもって北近畿地域連携会議を発展的に解消し、オンラインコミュニケーションツール「Slack」を活用した新たな産学公の連携体制として「北近畿コラボスペース」を構築した。2023年度末時点で連携団体として23団体（会員61人）が参画し、会員間の情報交換やアイデアの蓄積が行われている。 （2）リエゾン機能の強化 2022年度から機構内のリエゾンオフィス機能を強化し、外部からの連携相談に対し、機構長、学部長等の責任者による本学教員との適切なマッチングを行うことで戦略的かつ迅速に行える体制を整備し、自治体や企業との共同研究、受託研究等の成約につなげた。 （3）ユニット制の導入 2023年度から、重点プロジェクトの推進体制を強化するため、北近畿地域連携機構内に「ユニット制」を導入し、地域協働と研究を一体化し、プロジェクトベースで取り組む地域への実質的な貢献の中に研究を位置づけ、予算、人員等の学内リソースを重点配分するなど新しい研究体制の構築を図った。2023年度は①北近畿コラボスペース活性化ユニット、②学校組織レジリエンスユニット、③地域サービス基盤ユニットの3ユニットが設立され、取組みを行った。 これらの改善活動に組織的に取り組み、共同研究、受託研究等の実施件数は年々増加している。 <table><tr><td></td><td>2016年</td><td>2017年</td><td>2018年</td><td>2019年</td><td>2020年</td><td>2021年</td><td>2022年</td><td>2023年</td></tr><tr><td>共同研究</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>1件</td><td>6件</td><td>7件</td><td>11件</td></tr><tr><td>受託研究等</td><td>3件</td><td>7件</td><td>4件</td><td>3件</td><td>7件</td><td>10件</td><td>14件</td><td>18件</td></tr><tr><td>専任教員数</td><td>22人</td><td>23人</td><td>21人</td><td>25人</td><td>39人</td><td>41人</td><td>43人</td><td>44人</td></tr></table>		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	共同研究	0件	0件	0件	0件	1件	6件	7件	11件	受託研究等	3件	7件	4件	3件	7件	10件	14件	18件	専任教員数	22人	23人	21人	25人	39人	41人	43人	44人
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年																													
共同研究	0件	0件	0件	0件	1件	6件	7件	11件																													
受託研究等	3件	7件	4件	3件	7件	10件	14件	18件																													
専任教員数	22人	23人	21人	25人	39人	41人	43人	44人																													
自己評価	複雑、多様化、高度化する北近畿地域からのニーズに対応するため、地域連携組織の機能や在り方を常に検証して見直しを重ね、情報ツールの活用により運営コストを削減した新たな地域連携体制の構築や、外部からの連携相談に機動的に対応できる体制へと改善を行った。この結果、地域との共同研究、受託研究等は年々増加しており、オンラインを活用することで連携先も全国に広がるなど更なる発展が期待できる。																																				
関連資料	○福知山公立大学北近畿地域連携機構規程 ○福知山公立大学北近畿地域連携機構におけるユニットに関する内規 ○北近畿地域連携機構ウェブサイト																																				

Ⅲ「基準３ 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

第2期中期目標に定める本学の基本的な目標は、「大学の基本理念は、「市民の大学、地域のための大学、世界とともに歩む大学」である。この基本理念のもと、大学は地域と協働し多様で主体的に行動する人材の育成、地域産業の活性化と新産業の創造、暮らしの質・文化の向上、さらには若者が定住する賑わいある地域づくりや北近畿地域で学び働く人材循環システムの構築、地域協働型教育研究の発展など新たな社会的価値の創出に寄与することを目標とする。」ことと定められている。 この目標達成をめざし、本学では、学部、研究科を基軸とする地域にねざした教育研究活動、及び機構やセンターなど附属機関における学内外との支援、協力体制を構築し、北近畿地域の「知の拠点」としての強みを活かした多様で特色ある取組みを行っている。 ・北近畿地域の人材育成【No.1】 本学の北近畿地域における教育研究活動の連携拠点として北近畿地域連携機構を設置している。機構には、機構の支援の下でプロジェクトを実施する「ユニット」を設け、当該ユニットのテーマに関わる教職員等が会員となり組織的に取組みを行い、取組状況は機構運営委員会で把握、点検している。本学の知的資源を活かした北近畿地域の人材育成においては、地域住民の新たな知識・スキル取得を支援するため、ICT も利用しつつ、多様で質の高い教育機会を提供することによって、社会ニーズに対応したリカレント教育を充実させ高度な人材の育成を目指し、公開講座、社会人大学校等、市民のニーズに沿った学習機会を提供している。 ・北近畿地域に根ざす公立大学としてのキャリア支援～大学での学びと地元企業との結びつき～【No.2】 本学のキャリア支援は、学生支援委員会を中心に学部、研究科と連携し、就職希望者の就職率 100%を目指して、就職情報の提供等にとどまらず、学生一人一人が自身の職業観・勤労観を明確にし、幅広い進路の可能性を提示する	ための取組みを実施している。北近畿地域で学び働く人材循環システム構築の一環として、地元企業との関わりを創るインターンシップ、地元のジョブパークと連携した就職支援等、地域にねざしたキャリア支援を行っている。 ・地域協働型教育の取組み【No.3】 本学の第2期中期計画の中軸に据える、持続可能な地域づくりに取り組む人材を育成する「福知山モデル」の具現化に向け、学部、研究科においては、福知山市をはじめとする北近畿地域をフィールドに地域の課題や資源を教育に活かし、フィールドワークや演習等の実践的な教育を展開している。 ・地域防災研究センターの取組み【No.4】 2021年に地域防災研究センターを設置し、福知山市域を中心とした地域防災に関する現状把握と課題、対応策などについて、教育研究・行政等の関係機関、地域や市民との連携により研究活動を展開している。具体的には、中小河川における流域観測ネットワークの構築やデータ分析法の検討、地域住民の防災意識を高めるセミナーの開催、防災士養成講座等の取組みを行っている。 ・数理・データサイエンスセンターの設置【No.5】 現代社会で必須とされる数理科学やデータサイエンスの本学及び北近畿地域における拠点として、2022年に数理・データサイエンスセンターを設置した。数理・データサイエンスの理論研究を行うとともに、当該分野に基づく手法を地域協働型教育研究の中で機能させることを目指している。文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」において、2021年に全学の教育プログラムが「リテラシーレベル」、2022年に情報学部の教育プログラムが「応用基礎レベル」の認定校として選定された。
---	---

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	北近畿地域の人材育成	45
2	北近畿地域に根ざす公立大学としてのキャリア支援～大学での学びと地元企業との結びつき～	46
3	地域協働型教育の取組み	47
4	地域防災研究センターの取組み	48
5	数理・データサイエンスセンターの設置	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	北近畿地域の人材育成
取組の概要	本学では、「地域の大学」を基本理念の一つに掲げ、北近畿地域の発展や地域に貢献する人材の育成を行うことを目的に、地域の多様なニーズに応えた各種事業に取り組んでいる。継続的な事業として、産官学が連携した起業家人材育成プログラム「NEXT 産業創造プログラム」や自治体職員向け講座「自治体 DX ワークカレッジ」、リスクリング講座「シニアワークカレッジ」、小中学生向けプログラミング教室を開講し、本学の知的資源を活かして、北近畿地域の人材育成に貢献している。
取組の成果	(1) NEXT 産業創造プログラム (2021 年度～、受講者数延べ 65 人) 北近畿地域連携機構に大学と福知山市で構成する NEXT ユニットを組織し、大学、福知山市、産業界等が協働して、起業に必要とされる知識・スキルを短期間で修得できる教育プログラム（修了要件 60 時間）を提供している。本プログラムは、基礎科目・事例研究型科目・PBL 型科目の 3 つの科目群による体系的な構成とし、各段階で起業を阻む 3 つの壁（経営知識・資金調達・事業構築）に対する処方箋となるカリキュラムとしている。学生の受講も可能としており、PBL 型科目ではクラウドファンディングによる資金調達（起案数 8 件、達成額約 500 万円）を始めとする各種プロジェクトを実施し、計 20 件の起業及び企業内起業の成果が出ている。また、修了アンケートでは、97%〔第 1 期から第 3 期平均〕が満足したと回答があり、8 か月の開講期間中には新聞紙や広報紙等で多数で取り上げられている。 (2) 自治体 DX ワークカレッジ (2021 年度～、受講者数延べ 430 人) 京都府北部 7 市町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）が設置する京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会と連携し、行政 DX を牽引する人材を養成する地方公共団体職員向けのリスクリング講座を開講している。全 6 回の講座では、圏域の持続的発展に必要な行政運営・地域経営の DX の推進や大学等の知見を活用した圏域に必要なデジタル人材像を明らかにし、基礎的な知識習得と、その実践から DX 後の仕事のあり方も見据えた学習の機会を提供している。演習では、人流データや地理情報システム等を活用しながら、デジタル技術を活用できる人材の育成に寄与しており、本講座をきっかけとした自治体と学生の ChatGPT 活用における連携事例も生まれている。 (3) 小中学生向けプログラミング教室 (2020 年度～、受講者数延べ 164 人) 北近畿における将来の情報人材の育成への寄与を目的に、プログラミングを通じた体験を通じた子どもたちの論理的思考や発想力の大切さを学ぶ機会として、福知山市・丹波市・朝来市とも連携して年 4 講座（1 講座 12 時間）を開講している。本講座は受講後アンケートで満足度が 100%〔全期間〕となり、保護者アンケートでは教員及び学生が講師側で指導及び支援する点も評価されている。 (4) シニアワークカレッジ (2021 年度～、受講者数延べ 131 人) 行政や企業等における DX とシニア世代の活用を目的に、大学と福知山市が連携し、高度な情報教育を提供するリカレント教育によるスキルアップと IT 人材育成を通じた事業所の DX 支援講座を実施している。2021 年度に開始した本講座は 3 講座から 5 講座に増やし、2023 年度には、データサイエンス（20 時間）、AI 人材育成（18 時間）、広報用動画制作（28 時間）、組込みハードウェア設計（22 時間）、ドローンの自動操縦で学ぶプログラミングの講座（16 時間）を実施し、幅広い業種の人材育成に貢献した。受講後アンケートでは「新しい取組みに繋がった・繋がりそう」との回答が 91%〔2021～2023 年度平均〕となったほか、本講座の受講をきっかけとした共同研究の成立などの成果が出ている。
自己評価	受託事業制度や交付金等を活用した自治体との連携により、地域貢献活動を行うための財源を確保した上で、継続的に実施する流れができています。社会人をはじめ、地域住民や学生、児童生徒など幅広い地域の人材育成に貢献しており、事後アンケート調査を実施している NEXT 産業創造プログラムと小中学生向けプログラミング教室では受講生から特に高い評価を受けています。新聞等でも毎年度多数取り上げられているなど社会的評価も高く、関係機関と連携した取組みが複数育ってきていることから、地域貢献の側面でこの取組みは高く評価できる。
関連資料	○北近畿地域連携機構年次報告書 ○NEXT 産業創造プログラム報告書 ○自治体 DX ワークカレッジ報告書 ○プログラミング教室報告書 ○シニアワークカレッジ報告書

タイトル (No. 2)	北近畿地域に根ざす公立大学としてのキャリア支援～大学での学びと地元企業との結びつき～																																																																																											
取組の概要	本学学生支援委員会では大学の基本理念に基づくキャリア支援の一環として、北近畿地域内企業等と学生をつなげるための次の取り組みを行っている。 (１) 北近畿地域に事業所を有する企業等から提供のあったプログラムに基づきインターンシップ（地域経営学部は「地域キャリア実習」、情報学部では「インターンシップ実習」という）を実施している。これにより、社会人基礎力を醸成することはもちろん、学生が域内企業の魅力に気づき、企業との関わりをつくるきっかけの一助とする取り組みである。 (２) 京都府が所管する北京都ジョブパークと連携し、「業界・企業研究会 in 福知山公立大学」を開催している。これは北近畿地域を中心とする企業等と学生のマッチングの場として、採用機会の創出を行う取り組みである。																																																																																											
取組の成果	(１) 地域キャリア実習及びインターンシップ実習 主に３年次の夏に、大学の学びと社会での経験を結び付け自己の職業適性や将来設計について考える機会を提供することを目的として、主に北近畿地域の企業等から本学独自のインターンシッププログラムを提供いただいている。プログラム提供数は2016年度には12であったが、徐々に域内企業との繋がりを拡大し2023年度には83となった。学生が自身の興味に応じた多種多様なプログラムを選択できることは、域内企業に目を向けることができる重要な機会となる。 ・「地元地域での実習であったが地域に対して熱意のある大人たちばかりで感化され続けた。地元地域で働くことについて考える最良の機会となった。」(学生の報告資料から抜粋) ・「普段とは違う行政からの視点でまちを見たり、業務を体験していただくことで、新たに気付いていただけたことも多かったのではないかと思います。」(実習先の参加証明書から抜粋) ＜地域キャリア実習・インターンシップ実習プログラム提供数と参加学生数（延べ）＞ <table><tr><td>年 度</td><td>2016</td><td>2017</td><td>2018</td><td>2019</td><td>2020</td><td>2021</td><td>2022</td><td>2023</td></tr><tr><td>プログラム提供数</td><td>12</td><td>9</td><td>33</td><td>52</td><td>35</td><td>41</td><td>63</td><td>83</td></tr><tr><td>参加学生数（延べ）</td><td>17</td><td>15</td><td>31</td><td>61</td><td>32</td><td>42</td><td>71</td><td>69</td></tr><tr><td>うち地域経営学部生</td><td>17</td><td>15</td><td>31</td><td>61</td><td>32</td><td>42</td><td>31</td><td>34</td></tr><tr><td>うち情報学部生</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>40</td><td>35</td></tr></table> (２) 業界・企業研究会 in 福知山公立大学 毎年11月末頃に、北京都ジョブパークと連携した「業界・企業研究会 in 福知山公立大学」を開催し、北近畿地域を中心とする参加企業等と学生のマッチングを図っている。域内出身学生だけではなく、他地域出身学生も参加企業等に魅力を感じ、就職に至った事例もある。本学生が一人でも北近畿地域に定着するための取り組みである。 ＜各年度就職者のうち北近畿出身者と域内企業等への就職者＞ ※地域経営学部、情報学部の略 <table><tr><td rowspan="2">年 度</td><td rowspan="2">2016</td><td rowspan="2">2017</td><td rowspan="2">2018</td><td rowspan="2">2019</td><td rowspan="2">2020</td><td rowspan="2">2021</td><td rowspan="2">2022</td><td colspan="2">2023</td><td rowspan="2">合 計</td></tr><tr><td>地域※</td><td>情報※</td></tr><tr><td>北近畿出身者 ※1</td><td>9</td><td>7</td><td>6</td><td>13</td><td>9</td><td>13</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>87</td></tr><tr><td>北近畿内企業等への就職者</td><td>9</td><td>6</td><td>6</td><td>12</td><td>15</td><td>15</td><td>10</td><td>6</td><td>6</td><td>85</td></tr><tr><td>うち北近畿地以外の出身者 ※1</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>4</td><td>8</td><td>8</td><td>6</td><td>2</td><td>1</td><td>36</td></tr></table> ※1 出身者は出身高等学校所在地とする	年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	プログラム提供数	12	9	33	52	35	41	63	83	参加学生数（延べ）	17	15	31	61	32	42	71	69	うち地域経営学部生	17	15	31	61	32	42	31	34	うち情報学部生	—	—	—	—	—	—	40	35	年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023		合 計	地域※	情報※	北近畿出身者 ※1	9	7	6	13	9	13	9	10	11	87	北近畿内企業等への就職者	9	6	6	12	15	15	10	6	6	85	うち北近畿地以外の出身者 ※1	4	2	1	4	8	8	6	2	1	36
年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023																																																																																				
プログラム提供数	12	9	33	52	35	41	63	83																																																																																				
参加学生数（延べ）	17	15	31	61	32	42	71	69																																																																																				
うち地域経営学部生	17	15	31	61	32	42	31	34																																																																																				
うち情報学部生	—	—	—	—	—	—	40	35																																																																																				
年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023		合 計																																																																																		
								地域※	情報※																																																																																			
北近畿出身者 ※1	9	7	6	13	9	13	9	10	11	87																																																																																		
北近畿内企業等への就職者	9	6	6	12	15	15	10	6	6	85																																																																																		
うち北近畿地以外の出身者 ※1	4	2	1	4	8	8	6	2	1	36																																																																																		
自己評価	労働人口の確保に課題を抱える北近畿地域の企業等では、本学への就職面での期待も大きい。地元企業等の魅力を本学学生に発信するための機会として、既述の取り組みは非常に重要なものになっているといえる。																																																																																											
関連資料	○福知山公立大学 就職支援ウェブサイト ○実習プログラム提供のお願い ○業界・企業研究会開催案内																																																																																											

タイトル (No. 3)	地域協働型教育の取組み
取組の概要	本学では大学の目的（学則第1条）に「地域協働型教育研究の積極的な展開」を掲げており、教育面においては、地域協働型教育を効果的に実行していくための組織的な取り組みを進めている。 地域経営学部では「地域協働型教育運営委員会」を組織し、地域協働型教育に関するテーマの発掘と方法の改善に向けて、様々な企画を教授会に提案している。演習系の科目に関しては、担当学会議を設置して情報交換、意見交換を重ね、グッドプラクティスを学部全体に普及させることを目指している。 情報学部では、教育の質を高めるための取り組みとして、地域情報 PBL（ゼミ）の成績評価において、教員が一同に集まって活動実績を共有し、プロジェクトの進行状況、学習効果などについての意見交換を行っている。この情報交換は、地域情報 PBL の質を向上させるための基盤となっている。
取組の成果	地域経営学部の地域経営演習Ⅰ・Ⅱ（1年次対象）では、北近畿地域（特に福知山市）への視察・聞き取りを通じて、地域社会が抱える現状の課題と、地域の諸アクターによる課題への取り組みについて学生が学んでいる。地域でのフィールドワークにおいては、学外関係者との連携を重視し、机上の学習だけでは得ることのできない実践的な知識の獲得を目指している。この授業を通じて、学生は初年次から地域社会とのラポールを獲得することができ、2年次以降も地域と共同しながら学習を進める態勢を築くことができている。 取組①：若者酒づくりプロジェクト 若者の日本酒離れに歯止めをかけるため、これまでの日本酒のイメージを一新する「若者による若者のための新しい日本酒づくり」をコンセプトに、高校生が初めて栽培した酒米「五百万石」を使い、本学学生が商品企画と酒造り、京都工芸繊維大学生がラベルデザインを担当し、純米吟醸原酒「Chill な夜に癒しを得る」の開発・販売を行った。 取組②：てくてく我がまち再発見・こまねこウォーク 京都府京丹後市では、神社に奉納された狛犬ならぬ狛猫を活かした地域イベント「こまねこまつり」が開催されている。その一企画として「てくてく我がまち再発見・こまねこウォーク」が開催され学生がガイド役として参画している。 情報学部の地域情報 PBL では、福知山、北近畿地域における様々な課題に対して情報学に基づく課題解決を進め、この取り組みを通じて本学学生の学びも深めるという取り組みを進めている。 取組③：ロボットによる福知山駅構内案内 駅構内施設、近隣観光地、次の列車の案内などを駅員に代わって行うロボット自律対話システムを開発し、そのプロトタイプを実際に福知山駅に導入して実証評価を行った。子供を含むユーザに利用してもらい、利用者の対話状況から様々な問題点を抽出することができた。それに基づいて現在はロボット対話システムの改善を図っている。 取組④：デジタルかかしプロジェクト 農作業中心の地域生活では有害獣対策は大きな課題の一つである。そこで我々は低コストで可能な監視システムや、有害獣の高い学習能力を活用した新式の防除システムの実験に着手している。 地域経営学部では「地域経営演習」、情報学部では「地域情報 PBL」という、それぞれの学部の特色を生かした実践的な学習プログラムを提供している。これらのプログラムは、学生が地域社会に関わる実際のプロジェクトに取り組むことで、理論と実践の統合された学びを経験することを目的としている。プログラムの締めくくりとして、学年末には成果報告会を開催し、学生たちが一年間のプロジェクトでの学びや成果を発表する機会を持ち、学びの進捗状況を確認している。
自己評価	本学の中期目標・中期計画においても地域協働型教育は教育目標の柱として位置付けられている。中期目標・中期計画に掲げられた地域協働型教育は、組織的な取り組みを通じて着実に実行されている。
関連資料	○2023 年度地域協働型教育成果報告書（地域経営学部） ○福知山公立大学ウェブサイト（取組①、取組②、取組③、取組④）

タイトル (No. 4)	地域防災研究センターの取組み
取組の概要	2016 年 4 月に開学した本学は、福知山市の構想において「学びの拠点」と位置づけられ、大学学則に地域防災研究センターの設置が盛り込まれていたところ、2021 年 4 月に地域防災研究センターを設置するに至った。地域防災研究センターは、福知山公立大学が有する地域経営学、情報学の専門的知見を活かし、過去から幾多の災害を経験してきた福知山地域を中心に、蓄積されたデータの収集・分析を基に、地域防災に関する現状把握・課題・対応策等について研究を行い、その内容や成果を社会実装に繋げるとともに、より包括的な地域防災のあり方への提言を行なうことを通じて研究成果を地域へ還元し、自治体の防災・危機管理に寄与することを目的としている。
取組の成果	地域防災研究センターは本学の地域防災研究の拠点として、設置当初に掲げた研究活動方針及び重点研究活動に基づき、学部、研究科に所属する教員の専門的知見を活用し取組みを行っている。センターには、センター長及び学長が任命する教員で構成する運営委員会を設置し、センターの活動内容を把握、点検している。 (1) 地域住民のための IoT 雨量計・水位計を用いた防災情報提供システム 京都北部は山地が広がっており、観測点の周辺地形が雨量に強く影響する。特に山地は気流の乱れにより雨量予測が困難であるにも関わらず、河川水位の上昇や土砂災害などの目安となる雨量観測がこれまで行われていなかった。当センターでは技術・データを用いた研究の取組みとして、情報学部教員に協力をいただき、IoT 雨量計と支流の河川水位を計測する IoT 水位計を製作して内水害の危険性の高い市内箇所を設置することで、リアルタイムの防災情報を提供するシステムの基盤を構築した。福知山市危機管理室とも連携して防災につなげる情報として活用を進めていく。 (2) 地域防災連続セミナーの開催 近年、全国各地で想定に基づく対策を超える自然現象が頻発しており、特に京都北部では 2013 年から 2018 年の 5 年間で 4 回もの災害を経験している。このような中、災害の各テーマに応じたゲストを全国から招聘し、セミナーを全 12 回開催し、延べ 248 人の参加者があり、講演後にはワークショップを設けて、講義の振り返りをしてもらう対話型のセミナーにしており、参加者からは「新しい視点のセミナーだった」「各回今までの防災講座とは視点が異なり、気づきが多い」「時間が短くてもっと聞きたかった」といった好意的な声が寄せられ、また、アンケート結果による満足度も「満足」「やや満足」と回答した人を合わせると 9 割以上、次回以降のセミナーへの参加意向は「ぜひ参加したい」「タイミングが合えば参加したい」を合わせると 9 割以上となり、災害に対する知識や情報を提供することで地域住民の防災意識向上を図ることができた。また、2024 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震に対して、被災自治体への調査・支援活動として、教員による調査・支援(4 人、計 10 回)、学生による支援活動(計 16 人)を実施し、その支援・視察した結果を報告するセミナーも緊急に開催した。現地の被害状況を確認するとともに、被災地の現状やニーズについて能登エリアでの実際の支援活動をもとに、今どのような支援が必要とされ、何ができるのか、我がこととして参加者が一緒に考えるセミナーとなった。今後もセミナーを通して、学生・地域住民を巻き込みながら大学として地域貢献活動を行っていく。
自己評価	雨量計・水位計、これら観測機器からの情報は、参照可能な Web ページで公開されており、雨量と水位の時間変化を同時に閲覧することが可能となっている。この IoT 気象観測システムを拡充することにより、水害防災について、自助、共助の防災対策をつなげる架け橋となることを今後の目標としたい。セミナーでは、自主防災組織のリーダーや自治会関係者、自治体職員による参加者が、自助、共助、公助の役割や必要性を確認でき、誰一人取り残さない防災の実現を目指すセミナーを開催できた。今後もセミナーを継続開催するとともに、学生に対しても研究成果のフィードバックを大学教育において取り組みたい。
関連資料	○福知山公立大学地域防災研究センターホームページ ○福知山公立大学地域防災研究センター規程 ○福知山公立大学「地域防災研究センター」の開設について

タイトル (No. 5)	数理・データサイエンスセンターの設置															
取組の概要	数理・データサイエンスセンターは 2022 年度に設置された。情報学部の開設年度（2020 年度）の 9 月に学内ワーキンググループとして、数理・データサイエンス教育の強化をはかる組織を置き、同分野の教育の充実をはかる活動を開始した。ワーキンググループをもとに、2021 年度には教育内容のさらなる充実を目指した「数理・データサイエンス教育研究拠点」を設置、2022 年度からは、研究活動の充実や地域における教育拠点となることを視野にいれて、大学附属機関として「数理・データサイエンスセンター」を設けた。 全学委員会として、数理・データサイエンスセンター長を委員長とする数理・データサイエンスセンター運営委員会を置き、両学部から運営委員を選出してセンター事業に関する意思決定、状況の把握および点検を行う体制を設けている。															
取組の成果	（１）データサイエンス分野教育の開始 2010 年代後半からの全国的な数理及びデータサイエンスに係る教育の強化をはかる動きが進んできたなか、本学では、2020 年度に情報学部を開設し、情報学部情報学科の教育分野を示すトラックの 1 つに「データサイエンストラック」が設定された。さらに、同トラックの教育課程に限らず、情報学部設置に伴い全学の共通教育において 1 年次生を対象とした「データサイエンス入門」「統計学」「情報リテラシー」の 3 科目が開講されたほか、「数学基礎 I」「数学基礎 II」「微分積分基礎」「線形代数基礎」などの数理科学を学ぶための基礎科目の充実がはかられた。 （２）カリキュラムの充実 本学の数理・データサイエンス分野の教育強化をはかるため、2021 年度から文部科学省がはじめた「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」において、本学は 2021 年度に全学の教育プログラムが「数理・データサイエンス・AI 教育プログラムリテラシーレベル」の認定校として選定された。また、情報学部の教育プログラムが 2022 年度から認定が開始された「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム応用基礎レベル」の認定校として選定された。 （３）データサイエンス人材の育成 認定プログラムの履修者増をはかるための啓もうを行い、リテラシーレベルの履修者数は年々増加している。2020 年度からの 4 年間で延べ約 360 人の履修者を認定した。年度別の履修者数および認定者数は下表に示す通りである。 なお、応用基礎レベルについては、3 年次後期科目を含む教育プログラムであるため、2022 年度に 15 人が認定、2023 年度は 1 人が認定された段階である。 表 リテラシーレベル年度別履修者数（() 内は当該年度 5 月 1 日時点の 1 年生の学生数） <table><tr><td></td><td>2020 年 (212)</td><td>2021 年 (204)</td><td>2022 年 (211)</td><td>2023 年 (209)</td></tr><tr><td>履修者数</td><td>75</td><td>123</td><td>130</td><td>165</td></tr><tr><td>認定者数</td><td>60</td><td>94</td><td>96</td><td>108</td></tr></table>		2020 年 (212)	2021 年 (204)	2022 年 (211)	2023 年 (209)	履修者数	75	123	130	165	認定者数	60	94	96	108
	2020 年 (212)	2021 年 (204)	2022 年 (211)	2023 年 (209)												
履修者数	75	123	130	165												
認定者数	60	94	96	108												
自己評価	数理・データサイエンス分野の教育を充実させ、リテラシーレベルの履修者数を堅調に伸ばしている。しかし、全学生が同分野を学ぶという状況には届いていない。必修化を含めて、体制と教育内容のさらなる充実が必要である。 応用基礎レベルのコースが設定され文部科学省の認定を受けたことは、本学の教育水準を示すものである。しかし、履修者はプログラムが 3 学年にまたがっていることもあり多くない。今後、カリキュラムを改訂し学生が履修しやすいプログラムとするとともに、専門的人材を育成する大学院教育へシームレスな連携を実現することが重要である。															
関連資料	○2020 年度第 17 回公立大学法人福知山公立大学経営会議議事録 ○2020 年度第 30 回公立大学法人福知山公立大学経営会議議事録 ○福知山公立大学数理・データサイエンスセンター規程 ○文部科学省 認定・選定校一覧 ○数理・データサイエンス・AI 教育プログラムについて															

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1 (令和6年5月1日現在)

事 項		記 入 欄										備 考									
大 学 の 名 称		福知山公立大学																			
学 校 本 部 の 所 在 地		京都府福知山市字堀3370																			
教育研究組織	学士課程	学部・学科等の名称		開設年月日		所 在 地						備 考									
		地域経営学部		2000年4月1日		京都府福知山市字堀3370															
		地域経営学科		2007年4月1日		同上															
		医療福祉経営学科																			
	情報学部		2020年4月1日																		
	情報学科																				
	大学院課程	研究科・専攻等の名称		開設年月日		所 在 地						備 考									
		地域情報学研究科		2024年4月1日		京都府福知山市字堀3370															
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称		開設年月日		所 在 地						備 考									
	別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称		開設年月日		所 在 地						備 考									
学生募集停止中の学部・研究科等		—																			
教員組織	学士課程	学部・学科等の名称		専 任 教 員 等							非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考								
				教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手							
		地域経営学部 地域経営学科		9人	7人	0人	0人	16人	8人	4人	0人	7人		21.1人							
		地域経営学部 医療福祉経営学科		4人	4人	0人	0人	8人	8人	4人	0人	2人		12.8人							
		情報学部 情報学科		10人	7人	3人	1人	21人	15人	8人	0人	9人		20.0人							
		地域防災研究センター		1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人		0人							
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)		—	—	—	—	—	13人	7人	—	—	—									
	計		24人	18人	3人	1人	46人	44人	23人	0人	18人	—									
	学士課程（専門職学位等含む）	学部・学科等の名称		専 任 教 員 等										非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考					
				教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数				基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数
		—		人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	人	人		—	—	人	人	人
		—		人	人	人	人	人	—	—	—	—	—	人	人		—	—	人	人	人
		—		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		—	—	人	人	人
		(大学全体の収容定員に応じた教員数)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	人	人		—	—	—	—	—
	計		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	—	
	大学院課程	研究科・専攻等の名称		研究指導教員及び研究指導補助教員							助手	非常勤教員	備 考								
				研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数				基準数計							
		地域情報学研究科 地域情報学専攻(M)		19人	12人	0人	19人	4人	3人	3人	7人	0人		0人							
	計		19人	12人	0人	19人	4人	3人	3人	7人	0人	0人									
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称		専 任 教 員							助手	非常勤教員	備 考								
専任教員				うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数											
—		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人										
—		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人										
計		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人										
校地等	区 分		基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計		備 考								
	校舎敷地面積		—		21,006.35 m ²		m ²		m ²		21,006.35 m ²										
	運 動 場 用 地		—		8,764.78 m ²		m ²		m ²		8,764.78 m ²										
	校地面積計		2,540.00 m ²		29,771.13 m ²		0 m ²		0 m ²		29,771.13 m ²										
	その他		—		m ²		m ²		m ²		0 m ²										

施設・設備等	校舎等施設	区 分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
		校舎面積計		2,822.50 m ²	13,395.53 m ²	m ²	m ²	13,395.53 m ²	
		教員研究室	学部・研究科等の名称		室 数				
			地域経営学部		29 室				
			情報学部		22 室				
			地域情報学研究科		0 室				
		教室等施設	区 分		講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設
			教室等施設		10 室	34 室	5 室	5 室	0 室
			室	室	室	室	室		
	サテライトキャンパス等		－ 室	－ 室	－ 室	－ 室	－ 室		
	図書館・図書資料等	図書館等の名称		面積	閲覧座席数				
		メディアセンター		1,502 m ²	180 席				
				m ²	席				
サテライトキャンパス		－ m ²	－ 席						
図書館等の名称		図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕		電子ジャーナル〔うち国外〕				
メディアセンター		100,107〔 3,599 〕冊	1,063〔 37 〕種		4〔 2 〕種				
		〔 〕冊	〔 〕種		〔 〕種				
サテライトキャンパス		－〔 － 〕冊	－〔 － 〕種		－〔 － 〕種				
計		100,107〔 3,599 〕冊	1,063〔 37 〕種		4〔 2 〕種				
体育館		面積							
－		－ m ²							
		m ²							

〔注〕

- 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
 なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「―」としてください。
- 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - 大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
 - 大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
 - 大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
 - 「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「―」としてください。
- 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員の数を「備考欄」に記入してください。
 実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。
 なお、ここにいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 寄宿舍その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和6年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備 考
地域経営学部	地域経営学科	志願者数	396	243	579	297	366	107%	
		合格者数	96	106	112	107	108		
		入学者数(A)	79	76	77	79	89		
		入学定員(B)	75	75	75	75	75		
		入学定員充足率(A/B)	105%	101%	103%	105%	119%		
		在籍学生数(C)	402	360	354	336	337		
		収容定員(D)	360	340	330	310	310		
		収容定員充足率(C/D)	112%	106%	107%	108%	109%		
	経医療学福祉	志願者数	114	81	89	88	49	103%	
		合格者数	37	33	34	36	33		
		入学者数(E)	25	26	28	25	25		
		入学定員(F)	25	25	25	25	25		
		入学定員充足率(E/F)	100%	104%	112%	100%	100%		
		在籍学生数(G)	109	108	112	103	102		
		収容定員(H)	100	100	104	104	104		
		収容定員充足率(G/H)	109%	108%	108%	99%	98%		
学 部 合 計		志願者数	510	324	668	385	415	106%	
		合格者数	133	139	146	143	141		
		入学者数(I)	104	102	105	104	114		
		入学定員(J)	100	100	100	100	100		
		入学定員充足率(I/J)	104%	102%	105%	104%	114%		
		在籍学生数(K)	511	468	466	439	439		
		収容定員(L)	460	440	434	414	414		
		収容定員充足率(K/L)	111%	106%	107%	106%	106%		

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備 考
情報学部	情報学科	志願者数	233	290	427	344	314	106%	
		合格者数	123	119	121	127	135		
		入学者数(A)	108	102	106	105	108		
		入学定員(B)	100	100	100	100	100		
		入学定員充足率(A/B)	108%	102%	106%	105%	108%		
		在籍学生数(C)	108	210	313	415	421		
		収容定員(D)	100	200	302	404	404		
		収容定員充足率(C/D)	108%	105%	104%	103%	104%		
学部合計		志願者数	233	290	427	344	314	106%	
		合格者数	123	119	121	127	135		
		入学者数(I)	108	102	106	105	108		
		入学定員(J)	100	100	100	100	100		
		入学定員充足率(I/J)	108%	102%	106%	105%	108%		
		在籍学生数(K)	108	210	313	415	421		
		収容定員(L)	100	200	302	404	404		
		収容定員充足率(K/L)	108%	105%	104%	103%	104%		

研究科名	専攻名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備 考
地域情報学研究科	地域情報学専攻	志願者数	—	—	—	—	15	75%	
		合格者数	—	—	—	—	15		
		入学者数(A)	—	—	—	—	15		
		入学定員(B)	—	—	—	—	20		
		入学定員充足率(A/B)					75%		
		在籍学生数(C)	—	—	—	—	15		
		収容定員(D)	—	—	—	—	20		
		収容定員充足率(C/D)					75%		
研 究 科 合 計		志願者数	0	0	0	0	15	75%	
		合格者数	0	0	0	0	15		
		入学者数(I)	0	0	0	0	15		
		入学定員(J)	0	0	0	0	20		
		入学定員充足率(I/J)					75%		
		在籍学生数(K)	0	0	0	0	15		
		収容定員(L)	0	0	0	0	20		
		収容定員充足率(K/L)					75%		

<編入学>

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	備 考
地域経営学部	地域 学科経営	入学者数(2年次)	0	0	2	2	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	4	7	5	4	0	
		入学定員(3年次)	5	5	5	5	5	
		入学者数(4年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(4年次)	—	—	—	—	—	
	医療 経営学福祉 科社	入学者数(2年次)	1	1	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	0	1	0	0	0	
		入学定員(3年次)	2	2	2	2	2	
		入学者数(4年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(4年次)	—	—	—	—	—	
学 部 合 計		入学者数(2年次)	1	1	2	2	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	4	8	5	4	0	
		入学定員(3年次)	7	7	7	7	7	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0	

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	備 考
情報学部	情報学科	入学者数(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学者数(3年次)	—	—	1	1	0	
		入学定員(3年次)	—	—	2	2	2	
		入学者数(4年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(4年次)	—	—	—	—	—	
学 部 合 計		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	0	0	1	1	0	
		入学定員(3年次)	0	0	2	2	2	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0	

[注]

- 1
- 学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2
- 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3
- 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4
- 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5
- 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6
- 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7
- 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8
- 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9
- 編入学の定員を設定している場合、上の表（<編入学>の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10
- 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。